土地改良法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

\bigcirc	\bigcirc
独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)
5)(附則第十一条関係) 35	1

0 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)土地改良法の一部を改正する法律案新旧対照条文

	ì
•	- [2 4
	1 1 1
	,
į	
<u>.</u>	
	イイイ
	F
	_

	則(第百三十七条—第百四十五条)	白三十六条の四) 第六	則(第百十二条—第百三十一条)	$\overline{}$	改良事業団体連合会(第百十一条の二―第百十一条 第四	換分合(第九十七条—第百十一条)	条の四)	町村の行う土地改良事業(第九十六条の二―第九十 第	行う土地改良事業(第九十五条―第九十	業協同組合等又は第三条に規定する資	条の十)	国又は都道府県の行う土地改良事業(第八十五条―第	地改良区連合(第七十七条	一第七十六条)	款 土地改良区の地区変更、解散及び合併(第六十六条	権利関係の調整(第五十八条―第六十五	一目 事業の施行 (第四十七条―第五十七条の	土地改良区の事業	款 土地改良区の管理(第十六条—第四十六条)	土地改良区の設立(第五条―第十五条の五)	土地改良区の行う土地改良事業 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	地改良事業 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	土地改良長期計画(第四条の二―第四条の四) 第一	一条—第四条)	目	改 正 案	1997年,1997年,1998年,
	罰則(第百三十七冬	章 監督(第百三十二条―第百三十六条の四)	補則(第百十二条-	<u>_</u>	地	交換分合(第九十七条—第五	条	町村の行う土地改良事業(第九十六条の	行う土地改良事業 (第九十五条―第九	節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格	四条の十)	節 国又は都道府県の行う土地改良事	五款 土地改良	一第七十六条)	土地改良区の地区変更、解散及び合併(第	権利関係の調整(第五十八条―第六-	目 事業の施行(第四十七条―第五	款 土地改	款 土地改良区の管理(第十六条—第	款 土地改良	一節 土地改良区の行う土地改	章 土地改良事	章の二 土地改	総則(第一		現	(作希音タド己丁音タ)

地 改 良事 加 す る

する者とす る地 地 域内良 . (事業に参加する資格を ・ 次 有 の各号でする者 のは、 7 ずそ れ 0 かに 事 業 該の 当 施

て こに **農委員** 営む は承認 農用 出 0) 認し が 八 目 その農用は ?あり、 的に 者 対 十八号) 業委員会 地 り、かか 会を置 で あ ばされるもの のつて所有性 所有者から当該土地改良事業に参加ない市町村にあつては、市町村1第三条第一項ただし書又は第五項 つ、 にあっては、 (農業委員 地 に 1つき当該権原に基づき耕作3つては、その所有者、その記名のでは、その所有者、その記録のであって農業 条第一項ただし書又は箆業委員会等に関する法律ものについては、政令で有権以外の権原に基づき 律 でき 定耕め作 (昭 作又は養畜の業務の他の場合にあつに参加すべき旨のにあっている。以下同じ るところ 和二十六 \mathcal{O} 規 定に よ年にの り

用び 収益 旨 農 用 及 び を申し出 その 収益 の地 を得て農業委員会に対し当該土地 目 以 所 をする者が、 的外 有 た場合にあつて に \mathcal{O} る者が、政令で定めるところと、出地であつて所有権以外の権 は、 その 者、 他の場 あって有使及

2 耕 又 項 を得 で Ł は 第 使 \mathcal{O} 定 所 養 その 一号に が、 て農業委員会に対 用 8 有 畜 及 る 者 0 資格が交替するものとす 規 び 政 業 ころにより 務 定する農 収 土 令で定め を営 地 益 改 をする者 良 む るところに 者で土地改 用 事 業に しその資格を交替 地 当 0 に 同 該 参 0 加 き 意 土 を得 地 す ょ 良 所 る資 Ź。 り、 事 に 有 業に て農 権 き 同 格 当 以 業 を 項 す 該 参 外 所 委員 第 べ 農 加 有 有 \mathcal{O} き旨 権 兀 用 する資格を有 権 し 会に 一号に 以 地 な 原 を 外 \mathcal{O} 1 申し出出 ものがます 基づき 対 0 l 権 原

2

土 地 改良

行に係る地域内になる三条 土地改良事業 する者とする。 良業事に ある土地につい 業 不に参加する する資格を有する者 ての 次の各号 は、 0) ず そ れ \mathcal{O} カゝ 該の

当 施

ては、そのを承認した 申出 農業委員 を営む者 律第八十八号) 中出があり、かの大力に対しその形 の 目 農用 農業委員会(農業委員 その農用地につき当該した場合にあつては、 [的に供・ 会を置 で あ ばされるものにめつて所有権 つ、 所有 一かない市町村にあつては、市門第三条第一項ただし書又は第一項をでします。 その 者 から当該土地改良事業に参 申出 に以 つ外いの 、会等に関 その 権 が ≝原に基づき耕作又は養畜の業; この所有者、その他の場合にあ ≥相当であつて農業委員会がこ. ては、権原に 渕する法律 がに基づき排 町村 定耕め作 五(明昭 加 長。 の規 和二 るとこ 又 す は 、べき旨 以 定 +養 に大ろ畜の 下 に 同 務 つれの ľ り

(略)

び収益 ては、 者の同意を得て農業委員 き旨を申し出 用及び収益をする者 農用 その所 の目的外外 有 た場合に に \mathcal{O} る者が、政令の定めるところによれ供されるものについては、その権工土地であつて所有権以外の権原に あ つって 会に は、 対 、その者、その他の場でし当該土地改良事業に !の場合. り、それである。 参 に加のでき用 つべ 有使及

む者 替す も意 て農業委員会がこれ 資格 前 ょ き ま が 項 き た 使 が 第 つてそ 交替す 同 用 旨 政 - 号 を農 様 及 令 び \mathcal{O} 0) 資格 くる も 収 業 定 所 ź。 (委員 益 \Diamond 有 をす 0) を承認したときは、 るところにより を 者 会に とする。 及 人替す る者 び 申し 権 原に べ が 出 き旨を農業委員 同 基 政 項 第四 令 カン づ き耕 つ、 0 合意によ そ 号 定 そ \emptyset \mathcal{O} 0 作 文は 承認 るところ 所 \mathcal{O} 申 つてそ 会に申 有 者 0 出 養 並 あ が 畜 相 0 び 0 \mathcal{O} 資格 た 当 業 出 に た場 権 時 で 務 ŋ にそ を 原 あ を

3 を \mathcal{O} 交 定 す \mathcal{O} き旨 用 を 申 出 は、 لح き 貸 人 又 司 は様 主 す

0 はい て、 れ き 貸し 権 を 主 原 相 畜 が 水項 当と 付 産 近 \mathcal{O} 委員 け、 基 省 づ 自 令 認 その -で 定 き耕 (会が、 8 5 を営むことが るときは、 耕 作 耕 作 \otimes 一又は る事 政 又 作 は 令で定め 又は 養畜 養畜 由 そ 養畜の影 によ の業務 \mathcal{O} \mathcal{O} 業務 るところ 賃貸 0 業 **\ て 人又は、 を営 を営 た 務 \mathcal{O} むに 目 ょ 者 貸 Ł 的 用 とみ り、 に時地 主 \mathcal{O} を と 供 そ に な そ 認そ L \mathcal{O} 0 め、 す \mathcal{O} \mathcal{O} た き 賃 場 用 疾 か貸 合地 用 で 人 マ お 他 作 地 又お他作の に

4

四項に規定する農地事業の推進に関する条第三項第一号口に 合他第 条 集 り受けて 化 人に 用 積 第 寸 その 円滑 項中 地 十一条の お 体 . (農 項 に 間 項 を し 農 て 規 管 化い 又に · る 農 業経 は 用 付 定 理 規 地 寸 け、 第二項 する 十四四 事 定 利 体 地 急農地中間に関する法律 でする農 その ľ 委 若 用 用 営 しくは その 員 農 に に 基 (農 集 地 0) 若)若しくは農地に規定する農地割 室盤強化促進の規定の対 をまだ貸し 会が き 地 積 律 地 耕中 地 地 円 農地 管理 間 利政作 中利 滑 伞 原 令で 若 用 管 間 用 化 に 一成二十二十成二十二 集 しく 理 事間 進適法用 管 集 機 基 積 定 積 付 構 づ 事 理 けて 地売利(中買用昭 業 事円(農業滑農 事円 管 き 円 \Diamond は を に 滑 るところに 理 耕 養 を 11 五. 9 う。 和い 畜 作化 業 機 11 年 間等 集 積円滑石十五 寸 事 経 構な 法管事 又 \mathcal{O} 業円を滑 は 体 営 がい以律理 とき、 又は その 五. 基 下 第 機 行化年農う団法地 ょ い盤 百 構 畜 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 同 じ。 1 号) ける法 う。 農 り 目 実 借 (農 0) 強 地 そ的施 化 ŋ 又 者 体 律 利 $\overline{}$ 第用 中の に に 促 受は 地 に は 者しく 若しく 中限同 供 ょ る。 法第五八章 り 一 l 法 管 す 理 た 認 条は四る用借第理 機定場時 四号滑

5 5

准 組 合 員 等 る 資 格

五. 条 0 土 地 改 良 区 は 定 款 で 定 \otimes るところ 15 ょ ŋ 当 該

新

四項に規定事業の推進 農用 をいう。 つき権 化団: これを は貸主 集 り受けて を 人に貸し 積円滑: 第十 人に 第一 地 項中 地 主 養 フ。以下同じ。)一項第一号ロに切 で開催に とき いて農 を農 項又は温原に基 一条 貸 (農 相 が 畜 いる 当近く L 化 定進 付 0) 産 0 に関す 次の十四に! 業経 け、 用 付 定 理 規 地 寸 委 省 け、 する 利格用 第二 一づき 自 業 事 定 認 員 令 定 地 でする農 する 会が、 その で定定 そ 委 業 営 8 に 5 その しくは る \mathcal{O} 員 地地 基 項 耕 耕 営 つ 集 (農 をま \smile 会が 一盤強 き 地 中法 規 規 0) لح 積 作 作 め用 律 若 地 耕中 円 間 定 定 規 又 き る 権 地 地 又 政 6だ貸し しく 足する農 とする農 農地 管理 化促の は、 令の 滑 利 政 間 中利 伞 は は 事 原 作 又 令の 用 は が 若 間 用 化 養 管 養 V その できな 中 進 畜 畜 定め 集 理 事 機 成は 基 L 管 集 適 養 に 7 けけてい 構二農を十地 くは 業 間 地 法用 積 構 畜 ょ づ 積 定 事 理 地 \mathcal{O} \mathcal{O} の業務を営むすめるところによ 管理 売買 業務 円 に き 8 業 事 円 (農 利 (昭 賃 0 1滑化団 業務 養畜 用 貸 耕 るところによ を 業 滑 11 五. 中 0 7 貝等事業を行る用集積円滑化団 集積円温 化業機はいない。 、 う。 間 人又はな ため 年間法管 和い いの 1 作 貸 、 う。) 7 推 五. 又 \mathcal{O} \mathcal{O} 人 ては、 がその借いとき、 1理機育 業 営基 +目 は 体 進 又 又は 務 を 五. ょ 者 貸 ŧ 的 用 は 金盤強化 \mathcal{O} 化年農 と り、 関 主 に 時 地 \mathcal{O} ľ う者 する (農 法 地 4 と ŋ 目 実 借 寸 を 供 そ に 主 号) 認そ そ 的施 化 り 体 律 利 な そ L \mathcal{O} 又 0 す。 め、 に に 法 受 は 地 に 第用 \mathcal{O} た き 中 \mathcal{O} 促 \mathcal{O} 農が第地そ二 供 ょ 若 進 け 中限同 六 賃 場 用 間 旨 律 集 り 一 しく る。 法 十 積 か貸 合地ら 管 \mathcal{O} L 法 て 地 間 用 つ、 人にを耕そ又お他作の た 第 い利の条管 五. 円 地 理 認 第 場時 条は四る用借第理 機 定 兀 号 滑 に

5 略

5

定する資格を有しないものを准組合員たる資格を有する者とする以外の権原に基づき使用及び収益をする者であつて、第三条に規地改良区の地区内にある土地の所有者又は当該土地につき所有権 ことができる。

2 ● ものを施設管理准組合員たる資格を有する者とすることができるものを施設管理准組合員たる資格を有する者とすることができる。 つている団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行う 良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員とな 地改良区にあつては、土地改良施設の管理 (委託を受けて行う管理を含む。 定款で定めるところにより、 当 n該土地改 を行う

(加入)

第十五条の三 ではならない。 るときは、土地改良区は、 という。 たる資格を有する者が土地改良区に加入しようとす 准組合員又は施設管理准組 正当な理由がないのにその加入を拒ん 合員(以下 准 組合員等 (新設)

(脱退)

第十五条の四 とができる。 准組合員等は、 六十日前までに予告して脱退するこ

2 准組合員等は、 次に掲げる事由によつて脱退する。

死亡又は解散

准組合員等たる資格の喪失

除 名

3 ばならない。 その旨を通知し、 良区は、その総会の会日から十日前までに当該准組合員等に対し 決によつてこれをすることができる。この場合において、 除名は、 次のいずれかに該当する准組合員等につき、 かつ、 総会において弁明する機会を与えなけれ 総会の議

区に対する義務を怠った准組合員等 経費の支払又は土地改良施設の管 理 の協 力その 他 土地改 良

(新設)

(役員の選任等)	五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略)	3 土地改良区の事業年度については、農林水産省令で定める。 第十六条 土地改良区の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、准組合員等たる資格を定めたときは、准組合員等の加入及び脱退に関する事項を記載しなければならない。	二 その他定款で定める行為をした准組合員等
(役員の選任)	五 (略) 五 (略) 四 組合員に関する事項 四 組合員に関する事項は、定款で定めなければならない事項を (規約)	2 事業年度については、農林水産省令で定める。 (新設) (新設) (新設)	(新設)

7 6 5 4 3 2 ときは、 るところにより、役員候補者が選挙すべき役員役員の選挙は、無記名投票によつて行う。た 内において耕作又は 十八条 とも五分の三は、 ○計画の会員者しくは使用の法人者しくは団体の役員若しくは使用 当該 を有 該当する者 を含む。)でなければならない。 農林水産省令で定める場合にあつては、 定款で定めるところにより、 たこと。 役員は、 当該 その 会外において役員の選挙を行うときは、 0) 次に掲げる要件の全てに該当する者でなけ 地改良区の監事 耕作又は養畜の 地改良区の 他の適正 親 する者の指導を受ける場合その 土 (略) この 土地 土地 投票を省略することができる。 族以外の者であること。 就 土 地改良区の業務及び会計につ 地 定款で定めるところにより、 略 任 立な行使 改良区の組合員等又は当該土地改良区 改良区の 改 0 限りでない。 (法人を除き、 良区 理 前 次に掲げる要件 事 五 反を妨げ 業務を営む者であること。 0 年 養畜の業務を営む組合員 (設 立 (設立当時の監事を除く。 間当 組合員であること。 理 事又は重 いない場合 当時 該 組合員たる法人の業務を執行する役 土地 総会外で選挙することができる。 \mathcal{O} 要な 所に設け 改 の全て(当 理事を除く。)の定数 良 いての 使 区 他の農林 総会で選挙する。 用 0 なけ 人以外 第一号に掲げる要件) 理 人 投票 監査に が少 ただし、 該 0) 事 水産 れば \mathcal{O} 土 れ 配 又 定 ない ば所 0) 0 地 偶 は は、 関し なら 数 者 者 0 省令で定め ならない。 j 改 職 定款で定め 以 又 員 で 組 5 場 良 場合その他区 ハ内であ ない。 組合員 は二 専門 あること 0 で 合員等た ただし な 人 少 なく 的 以 親 か る 知た E る 0 10 7 6 分 総 9 6 3 5 2 (新設) めるところにより、役員の選挙は、無 業務を執行する役員を含む。)でなければならない。少なくとも二分の一は、組合員(法人を除き、組合員たる法 るときは、 + 0 -八条 選挙権の適 定款の定めるところにより、役員は、定款の定めるところ 総会外において役員の選挙を行なうときは、 地改 (略) 良区 投票を省略することが 定款の定めるところにより、 略 正 0) な行使 理 無記名投票によつて行なう。 事 役員候補者が選挙すべき役員 0 くを妨げ 定 数の ない 少 なくとも五分の三、 総会外で選挙することができる。 場 できる。 所に設け 総会で選挙する。 なけ 投票 ただし、 の定 れ 監 ば 所 なら は、 数以 事 定 \mathcal{O} ただし 組 内 款 定

数 0

 \mathcal{O}

 \mathcal{O} で

あ定

12 ことができる。 役員 定款で (設 定めるところにより、 立 時 0 役員 を除く。) は、 組合員が総会において選)は、第三項の規定にか に強任する

16 14 別段の期間 13 役員の任期は、 の期間を定めたときは、 兀 年とする。 その期間とする。 ただし、 定款 で 兀 年 以 内に お 1 て

(略)

第一項の仮理事を含む。)が就任するまでの間役員は、その任期が満了しても、後任の役員 を 行う。 は、 (第二 なおその歌二十九条の 職務 0 兀

17 _又は住所に変更な及び住所を都道席 土地改良区は、 住所に変更を生じたときも、 (府県知事に届け出なければならない。役1、役員が就任し、又は退任したときは、 同様とする。 役員 員のの 氏氏 名名 16

18 な 都 道 これを公告し 府 県 知事 は、 なければならない。 前項の規定による届出 が あ つ たとき は、 遅 滞

19 な 地改 をもつて第三者 良区は、 前項の規定による公告があるまで (組合員等を除く。) に対抗することができ は、 役員 0 代

員の義務及 び 損 (害賠償責任)

第 +の二第一項の利 定 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、土地改良区に対ため忠実にその職務を遂行しなければならない。二第一項の利水調整規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区之款、規約、第五十七条の二第一項の管理規程、第五十七条の三十九条の五 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、 真は、

2 連 帯して損害賠 償の責任を負う。

0)

3 、その役員は、第三者に対し連帯して損・役員がその職務を行うにつき悪意又は重 第三者に対し連帯 害賠償の責任を負う。大な過失があつたとき

代会

二十三条 組 合員 0 数が 百 、を超える土地改良区 は、 定 款で定め

11 ず、 ことができる。 役員 定款の定めるところにより、 (設 立当時 0 役員 んを除 °,√) は、 組合員が総会にお 定に 選 か 任か

すわ

5

る

内に お 11 て 別

第一項の仮理事を含む。)が就任するまでの間は、 13・44 (略) 段の期間を定めたときは、その期間とする。 21 役員の任期は、四年とする。但し、定款で四年以 を行う。 同は、なおその際(第二十九条の 職の 務

都道府県知事は、前項の規定に又は住所に変更を生じたときも、及び住所を都道府県知事に届け出 土地改良区は、 を生じたときも、また同様とする。「府県知事に届け出なければならない。 役員が 就任 し、 又は 退任したときは、 役員 そ のの 氏氏 名名

前項の規定による届出があつたと き は、 遅

滞

い。 表権をもつて第三者 つて第三者(組合員を除く。)に対抗することができな良区は、前項の規定による公告があるまでは、役員の代を公告しなければならない。

遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければ、定款、規約、第五十七条の二第一項の管理規程及び総会の決策十九条の五 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処(役員の義務及び損害賠償責任) さい。 。 な歳を 分

2 し連帯して損 役員がその任務 害賠 償の責に任ずる。 を怠つたときは、 その 役員 は、 土 地 改 良 区 に 対

3 き は、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過 失があ \mathcal{O} 責に 任 0 ー ずる たと

(総代会)

第二十三条 組 合員 0 数が 二百 人 を超える土地改良区 は、 定 款 \mathcal{O} 定

<u> </u>	削削	(6)	5	9 及 項	3	2 ° %
(総代会における解散又は合併の決議)	(削る。)	削る。) 改選をすることができない。 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の	ける。 「一条第六項中「四人」とあるのは「二人」と読み替え 「一にする親族又は他の組合員」とあるのは「他の組 の場合において、第三十一条第五項中「その組合員と住 の規定を除く。)(これに係る罰則を含む。)を準用 項の規定を除く。)(これに係る罰則を含む。)を準用	。 「五分の一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるものとする及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中項、第十五項及び第十六項並びに第二十九条の三第一項、第三項項、第代には、第十八条第三項、第七項から第十一項まで、第十三	総代は、組合員でなければならない。	総代の定数は、三十人以上とし、定款で定める。。
		選 挙 及 び	 A	のとす。 第一項三項 る。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		かできる
	9 8	7 6	5	4	3	2
(総代の解職の請求)	までの規定を除く。)を準用する。総代会には、総会に関する規定(第三十一条第二項から第六項の場合において、被選挙権の有無は、総代会で決定する。総代が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。こ間に、おまその職務を行う	は、 総代は、 その任 が に に に に に に に は 、 そ に り る の に り る り る り る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る	担とする。 担とする。 第三項の規定による選挙に要する費用は、当該土地改良区の負		たる組合員のうちか人及び禁錮以上の刑代は、組合員で年齢上でなければならな	こあっては六十人以上、一万人以上の上地牧良区にあっては八十人以上、五千人以上一万人未満の土地改良区良区にあつては四十人以上、五千人以上一万人未満の土地改土地改良区にあつては三十人以上、千人以上五千人未満の土地改合。

2 5 4 3 2 ことが る方 これ 出 び 議 \mathcal{O} 会れ ならな 第一 たとき 面 定款で定められてい 令 提 0 第二 0 ば したも つた日 は 第二項又 提 法その 会招 目 を承 は、 を下 由 で定めるもの 出 決 面 同 12 項 出 ならな 議 兀 一十六条第二 して、 意を得 の場 その を土 条 記 項 に 議 0 を当該 で 的 0) その 内容を 回る割 は、 きる。 であ 集の 0 載すべ から二十日以内に総会を招 認 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 総 一合に とみなす 効力を失う。 l は 請 日 地 他 組 **,** \ い。この 総会の 請求が なか · て 準 会の て 電 0 る 手 から一月以内にしなけ 理 合 前 求 改 この 情報 事項 事は、 き事項 良区 . 会に 磁 続 合を定款で定めた場合に 通 お 員 項 \mathcal{O} 項 会議の を . つた場 的 が、 をしない 甪 0) 日から二 決 知 11 の招集を請求したときは、理項及び招集の理由を記載したが、総組合員の五分の一以上 場合に 、する。 。 あ 議に 方法により 通 総会に 及び第三 場合において、 に お て L 11 う。 なけ 交び 当該 信 るときは、 提出して、 つた日 V 関し . て 土 電 目的である事 0 合 お 以下 ときは、 決議の日から五 理由を当該電磁的 技術を利用 磁的方法 週 れば に お 間以 一項の 地 は V, から二十 V 改良 ならな 提供し 同じ。 組 て 7 規定 当 当該 内に 総会の 合員 第 当該 集し 当 該 監 れ X 電電 が た組合員 該 ば 項 書 する方法であつて農林水産 事 項 事 理 は 日以内に総会を招 0 1 子情 なけ なら 書面 及び招 あ 解 書 に 項 0 は、 事 招 面 より つて 日以 面 0 に 規 集 散 が 前 総 れ理事 又 方 提 報 た 上 総 項 な 0 を 組 に 0 定 正 法に 当な り提出 集の は、 内に、 出 議 処 書 \mathcal{O} 숲 0) 請 は は 記 1 に 合 ならない同意を出ている。 求し に 決 理 を 規 合 載 ょ 員 て きない。 その地 を土地 その 権を行うこと す ょ 代えて、 組 0 る 招 理 定 は、 理 併 当 \mathcal{O} 集し 該 ŋ 織 総 通 由 に たときは、 由 組 0 五. 当該総代 Iを記載し 合員に当の決議があ き事項及 割合) 代 書面を 提 を よる書 知 が 分 会の なけ ない 使 請改 12 供 \mathcal{O} いする 当 該 川す 求良区 係 面 会 決 れの 第二 3 2 4 た日から二十日以内に総会を招集しなけ出して、総会の招集を請求したときは、の目的たる事項及び招集の理由を記載し、二十六条 組合員が、総組合員の五分の での 分の一 選挙管 を提出 新 \mathcal{O} あ 解職 + 総代は、 前 規定 令 たときは 項 兀 条 で特別 以 の規 を請 して、 付さなけれ 理 委員 は 上 前 定 求 組 の連署をもつて、 、会は、 合員 第 0) 項 に す 都 よる請 その職 定をするもの 0 ることが 道 項 規 ば 府 は 県又 0 定による解 ならない。 直 規定による解職 を失う。 ちに請求の 求 政 が 令 で は きる。 市町村 あ 0 その を除く外、 定 つたとき 田を記載した書西貝の五分の一以上 8 職 代 るところにより 要旨を公 \mathcal{O} 0 しなければなっは、理事は 表者から理由を記 選挙管理委員会に 投票に 0 は、 投票に準 生事は、その請求 ・ っない。 前 条第三 お 表 都 上 V L 道 をの土同 7 府 これ 用 項 過 県 する。 地 意 か 半 又 5 · を 組 0 を 数 は 対 載

Ĺ した

総書代面

総

数

0

市

合員村

のの

第

五.

項

ま

 \mathcal{O}

同

意

が

良区に

つ提議

숲

あ

3 ょ ŋ 項 行 前 わ 段 れ 0 た当 電 磁 該 的 修書面に 方 法 (農 記載すべ 林 水産 き 省 事 令 項及び で 定 \emptyset る方 理 由

地に 改良区 され た時に当該土地改良区に到達したものとみなす。 0) 使 角に 係る電子計算機に備 えら つれたフ ア イル 0) 提 供 は、 0) 記 録

七事条に ょ る会 の議 職の

手 求 が +をし あ つた場 ない 理 ときは、監事で 事 は、監事は、総会を招集しなければならない。ねいて理事が正当な理由がないのに総会招集の「協務を行う者がないとき、又は前条第一項の請」招集) 第

招 集 0 通 知 等

ただし、 す れ ばよ 八条 時、 急施 \ \ \ 施を要する場合には、その会日から三場所及び目的を各組合員に通知しなけ、総会を招集するには、その会日から五 日れ日 ロ前までに通知ればならない。 の前までに、会 知

2 場 事 は、 所 及び 前 目 項 的 \mathcal{O} を公告 規 定に ょ L なけ る 通 ħ 知 ば を なら L た な 後、 V 遅 滞 なく 숲 議 0 日

関 係 簿 \mathcal{O} 備 は付け

類 程 を存 しなけ 土 地 主たる事務 +(次条第一 第 九 条 原 五. 事務所以外の場所に備えて置くことができる。ればならない。ただし、土地原簿については、簿及び議事録を主たる事務所に備え、かつ、こ **(簿及び議事録を主たる事務所に備え、か)第一項に規定する決算関係書類を含む。** +七 理 条 事 (T) 三の二 定 款、 第 規 項 約、 0 利 第 水 五. 調 +整 七 規 条 の 二 程 ついては、その一部 かつ、これらを保 む。) 、組合員名簿 程、事業に関する書

2 3 (略)

4 合員 項に な 理 規 等 由 があ 定する書簿の閲覧の請っその他当該土地改良区 る場合を除い て、 これ 求があつた場合にの事業に利害関係 を拒 んで はなら は、あ ない。 理 事 る 者 はか 6

法

を

除

<u>\</u>

い。 (監事による会議の招集) (監事による会議の招集) れのの規 はならない総会招 定 に

ょ

「(新設) 「一(新設) 「一)、急施を要する場合には、その会日から三日前ま 「一)、急施を要する場合には、その会日から五日前ま 「一)、急施を要する場合には、その会日から五日前ま 「一)、 p前までに通知すりればならない。 ユ目前までに、会 す

し、土地原簿については、その一部を主たる事務所以外でる事務所に備え、かつ、これらを保存しなければならな程、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿及び議事に第二十九条 理事は、定款、規約、第五十七条の二第一項の関係書簿の備付け)

い録を

所 た 主 理 に だ た 規

を

0)

場

0

2 3

備

えて

置くことが

できる。

4 事由がある場合を除いて、これを拒んではならな項に掲げる書簿の閲覧の請求があつた場合には、組合員その他当該土地改良区の事業に利害関係の な 0 理 事 あ る は、 者 か 正 5 当第

算 関 係 書 類

第二十 算 出 書 水 九条の二 しようとするときは、 産 及び 産 書 目 省 類 録 骨で を監事に 財 主 産 土地改良 定め 目 理 · 録 。 事 る土 は、 提出しなけ 施設 以 下 地 事 その 改 業報告 \mathcal{O} 「決算関係 管理を 良区 会日 ればならない。 に 書、 あ から二週間 行 わな 貸借 つて 書 類 は ١J 対 ح 土 照 事 地 表、 前 V う。 ま 業 改 良区 で 報 収 に 告 支 一その 書 を 決 当該決 算 他の 書 収 支 及

2 け 算関 れば ならない。 係書類を総会に提出するときは、 監 事 \mathcal{O} 意 見 書を 添 付

3 代えることができる。この場合に めるも は 機に 認識 書を添付したものとみなす 電 項 磁 0) による情 的記 0) することができない方式で作ら 監 をいう。) 事 録 0 報処 意見 (電子的方式、 書に 理の 0) 添付、 用に供されるも 0 1 て をもつて、 磁 は、 気的 お 方式その れ 11 れる記 て、 \mathcal{O} 当 に とし 該 記 理 監 載 事 事 て 他 録 す 農 は、 0 で 人 あつ 意見 林 \mathcal{O} き 当 水 知 事 書の 覚に 産 て 該 項 任省令で · 監事 を 事活の付 電子 よっ 記

4 ときは、 ば 書類 ならない。 改 ※を都道 良 農林水産 区 は、 府県 総 会に 知 「省令で定めるところによ 事に提出 お 11 7 するととも 決 算 関 係 書 に 類 ŋ \mathcal{O} 承 れ 遅 認 を 滞 \mathcal{O} なく 公 決 表 議 が な 決 あ 算

員 \mathcal{O} 改

-九条の三

2 する行う することができない。 違反したことを理由とし、 第 五 項の 政 十七 請求 庁 \mathcal{O} い処分、定款、坦水は、役員が職な 条の三の 二第 かつ項の 規約の 約、 対執行に関 \mathcal{O} 、当該役員についてでなけれの利水調整規程又は総会の決、第五十七条の二第一項の管執行に関し法令、法令に基づ

3 第一項の請求は、 なければならないの請求は、改選の 理 由 を 記 載 し た 書 面 を 土 地 改 良 区 に 提

出 てし 0 規 定 よる書面 0 提 出 が あ 0 たとき は 土 地 改 良 区 は、

4

3

4

設

役員 \mathcal{O} 請

2

該役員についてでなけれの管理規程又は総会の決に基いてする行政庁の処定による請求二十九条の二 (略) 該のに れ決処求 分は、 定役款員 することができない遅反したことを理中止款、規約、第五十 が 職 約務の 0 第 執 五行 い由十に 日とし、一七条の 七条の二第一項し法令

改 前項の規定による書面の提出があつ、良区に提出してしなければならない第一項の規定による請求は、改選の があったときは、 理 由 を 記 載 L 土 地 た 改 書 良 面 区 を は、 土

4 3 2 5 4 3 2 第三十一条 を送付し、 を送付し、 を送れる 八 • 九 三~六 準用 を公告しなけ を つて第三者 七 一十条の Ł 書 組 うことが 組 定 都 の二第一 で第三者(組合足款の変更は、 規約、略) |面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができるだする場合を含む。)の規定による通知があつた事項についてに合員は、第二十八条第一項(第二十九条の四第二項において 決権 つて 道 決 会の議決事 九 合 項 算 員 府 条 次に 県知 及び す 関 0) は 0 第 五 項の る議 規定により できる。 係 略 兀 かか ょ、前項の規定りればならない。事は、前りに (略) 選挙 ついま 書 掲げる事 定 合員 十七 決 款 類 利 項 五. 百員等を除く。 前項の規定に 水調 権 略 日 で 権 総会におい 0 定め 条の二第 前 0 承 整規 議決権 までに、 認 項 行 項の認可をしたときは、 んは、 規定による公告があ 使に るところに 程 て、 代えて、 又は 総 0)に対抗 設項定の 当 会 定、 の議 **弁明する機会を与えなけ** 該役員に対し、その書面 選 管 学権 ょ 変更 決を経 理 ŋ 議 を行 することができない。 規 決 権 又 程 前 は又 なけ う を 項 者 電 遅 廃 は 0 磁 滞 止 第 は 規 れ なく 的 定 Ŧī. ば 方法に なら に 出 + 席 ょ 七 者と る書 条の れば写 その な をも . L 1 み 面 旨 な Ĺ 第三十条 次に掲げ 3 3 4 2 第三十一条 2 5 のて第三者(組合員を除く。) 4 定款の変更は、前項の規定に 公告しなければならない。 3 都道府県知事は、前項の認可 又は代理人なる場合を含む 総会の会日か に し、 且の 新 三 〜 廃 止 八七 _ + (議 組合員 設 前 九 規約又は第五 決権 事業報告 九 項 (略) 条の三 の規定により 次に掲げる事項の議決事項) 且つ、 一人をも 及び選 は、 略 む。 略 (略) 第二 書)の規定による通知があつた事項について、紀二十八条(第二十九条の三第二項において潍 総会に 五. つ 7 略 日 権 + 収 議決 前 議 支 七 战 決 権 又 決 お 条 項 ま でに、 権 規定による公告があるまで (T) は、 V 算 文は 認可 て、 書)に対抗することができない。 は 第 及 総 会の 当該 選挙権を行う者は、 をしたとき 選 び 弁明する機会を与えなけ 挙 財 項 6役員に 議決を経 権 0) 産 管 を行うことが 目 録 理 は、 規 \mathcal{O} 対 なけ Ļ 承 程 遅 0) その 滞 設 れ は、こ 出 で おいて準 なくそ 定、 ば 、きる。 なら 席 書 者 変 れ 面 0) 更 な ばの なら 4 書用 又 を 山 写 を な 面す は

・な 6 す。

5

7 ない。これ理人は、 定 款で定 この め られ 場 理 合 権 を証 7 12 V お るときは、 する書 1 7 電 面 を土 磁 当 的 該 方 地 書 法 改 面 に 良 の提出に ょ 区 ŋ に 議 提 決 出 代 権 L こえて、 な を 行うこ け n 代

숲 0 議 方法 等

を当

該

電

磁

的

方法により

証

明

することが

三十二条 合を除 で決し、可否同 、可否同数のときは、議長の決するところいて、総組合員の半数以上が出席し、その登場の議事は、この法律又は定款に特別 つによる。 脱決権の過半

2 3 略

4 を述べることが 組 合員等 は で 定 款で定 きる。 8 るところ に ょ ŋ 総 会 に 出 席 L て 意

項 \mathcal{O} 制

通 項に 兀 知 て + 条 をした事項 は、定款に別段の定めがある場合には、この限りでない・九条の四第一項の規定により招集される総会以外の総会した事項についてのみ決議をすることができる。ただしにおいて準用する場合を含む。)の規定によつてあらかじ 総会においては、第二十八条第一項(第二十九条の四

賦

表で ・は第九十一条第五項の ・は第九十一条第五項の ・は第九十条第四、 ・は第九十条第四、 ・は第九十条第四、 金充又条に銭てはの要 収

2

項

0

規

定

に

か

か

わ

6

ず

土地

改

良 X

は

定 款

で

定

め

るところ

4 | • 5 |

6 ならない。 代理人は、 (略) 代 理 権 を 証 する書面 を土地 改良区に 提 出

> L な

け

れ

ば

総会の議決方法

第三十二条 で決し、 合を除いて、 可否同数のときは、議長いて、総組合員の半数以上 総会の議事は、この法 可否同 議長の決するところによ数以上が出席し、その議決この法律又は定款に特別の 決権の記 よる。 過 あ 半る 数 場

2 • 3

新 設

九条の三第一項の規定により召集される。他上をした事項についてのみ決議をすることができる。他上において準用する場合を含む。)の規定によつてあらま三十四条(総会においては、第二十八条(第二十九条(決議事項の制限) 定 款に 別 (段の定がある場合には、この限りでない。)項の規定により招集される総会以外の総会に かじ の 三 L 第二十 0 て

金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。 文は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。)に 文は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。)に 条の四第一項において準用する場合を含む。)、第九十条第八項 に要する経費(第九十条第四項(第九十一条第四項及び第九十六 (経費の賦課) 新

たる土 ŋ 。該 地 金 賦 銭 賦 に 係 課 課 准 る組 す 組 す 役 合員 き金銭 合員 き 又 旨 は が 現 0 を 品品 そ 申 同 夫役 0 意を得て 0 全部 准 出 又は た 組 合員 又 現品 は 同 き たる資 項 は 部 0 \mathcal{O} 規 全 を 当 部 定 格 賦 該 課 准 に 又 に 徴 組 は ょ 係 収 ŋ る 合 部 当権 す るも を当 該 利 対 組 0 該合 Ħ \mathcal{O}

3 勘 観 す し的 なな す が 指 の 標に 定 ょ より、 ょ る 当該 賦 課 咳事業によっている。 4つて当該-土積、 地 が用 受水 け量 るそ 利の 益他 をの 2

4 すか さ ることが れ 土 . る 土 地改良区 定 款で 地 できる。 定めるところによ があるときは、 ħ は、その ば なら な 地区を変更 第一 ŷ, 項 そ及のび する 5 土地についる場合においる いて加入を、に規定するもののほ 収ほ入 3

5 て課 7 は、 さ 組 合員 れた金銭、 相殺をもつて対抗することが 【又は准 大役若しくは現品お一項 組合員 又若はし なは前項 し < 項は 0 第 加 入項 金の の規 徴 定 収 に に ょ ŋ 0 い賦

8 6 (略)

0) さ で れ なければ る夫役 地 改 良 は、 事 なら 0 労 働 な 施 0 行 基に準関 又し は 第 賃 金 項 に又関は する 第二 法 項 令の の規 趣 定 旨に によ 2 沿うも 賦 課

9 その ほ か、 る めるもの 行う土 地改 定受益 - こ也汝良事業によつて利益を受ける者でた款で定めるところにより、都道府県矢工改良区は、第一項 (4) 定 の一部 者 0 受け を徴 収することができる。 る利益を限度として、 そ 者」という。 0) で農 土 事 規 の定 地 林水産 改 認 に 良 可 ょ を受け、 事 業に要 圧省令で \mathcal{O}

10 ° つ ľ 良区 林 - 水産 定 受益者及び 省令 前 - で定め 項 市 認 るところにより、 町 可 'を 申 村 長 \mathcal{O} 請しようと 意見 を 聴 か同す な項 る けの لح 徴 き れ ば収のは、 ならないない方法に、あらか 9

11

0

規

定

ょ

ŋ

特

:定受益者又

は

市

町

村

長

0)

意

見

が

述

べ

5

れ

た

10

前

項

0

規

定

に

ょ

ŋ

特

定

受益者

又

は

市

町

村

長

0

意

見

が

述

べ

5

れ

た

的前 \mathcal{O} 定 よに かり、 よる 当賦課 事 事業によつて当該に当たつては、地球 土積、 地 が用 受 水 け 量 るそ 利の 益他 をの

勘客

される土地があるときは、第案しなければならない。 案しなければならない。 定めるところに ょ り、 その 区 第一項 一を変 土 地 更 -ついて加入金を徴項に規定するものC に 徴のて、 収ほ か新た す ることで 、 た 定 に 編 が の入

4 できる。 現品組 又合は員 前は、 項 の第 加 入項 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定に 徴 収 ょ に ŋ 0 い賦 無課され て は、 相 た 殺 金 銭、 を ŧ 0 夫 て 役 対 若 抗 L す <

ことが 6 できな 略

V)

7 5 ばはか、 ならなり 土 地改 の基 良 事 準 業 又の は施 賃 行 12 金 に 関 関 L はする法 第 項 (の 規・ 趣 定 旨に に ょ 沿 り うも 賦 課 \mathcal{O} さ でれ なる け夫

れ役

8 の益の 土 款 土地改良事業によつて利共款の定めるところにより、土地改良区は、第一項型 议 者 部 の受ける利益 を徴 下この条において「特定受益者」という。 収 することが を限度として、 b, できる。 益を受ける者で農林水産省 又 都 は 前道府県知事の別第三項の規定に 道 その 土地 認 改 に 良事 可を受け、 ょ る)から、 業に 令 合 で定 要 0 す そほ 特 めのか る るも 経 定 行 費受 う 定

じ 土 地 改 林 良 定受益 水産 区 は、 省前 者 D 及び 項の \mathcal{O} 定めるところにより、 認可 市 町 を申 村長 0 請 意見を L ようと 聴 か同 す なければ ると き ば 収 は、 な \mathcal{O} ら 方 あ な法 5 いにか

るは

- 14 -

とき を 記 ć は、 載 i た 書面 九 項 を認 付 可 を L な計 れば する なら に は、 な そ 0 申 請 書 当 該 意 見

(土地改良施設の管理への協力)

求 図 六 め 条 施 る ため ることが の 二 設 管 理 必 准 要 土 が で 組 地 合員に きる。 あ 改 ると認 良区 は 対 Ĺ 8 土地改力 該 は、 良 土 地 施 定設 改 款 良 \mathcal{O} で 施 機 定能 設 \otimes \mathcal{O} \mathcal{O} るところに保持又は増 管 理 0 協

特別徴収金)

該にめ自定又外画 \mathcal{O} 所 5 若 は 用 は 地上権 当 有 目 途 お \mathcal{O} といて予 第三条 差 権 当 的 11 合 費用 外用 権、 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 引 移 移 る組 が 合員 転 う。) に 11 転 途 定 う。)に供するため所足する用途以外の用途に規定する資格に係る土地改良事業の施行土地改良事業の施行 を借権 分の て得た額の全部又は一充てるためその土地に 等を受け に いから、 供 額から いした場 その 、 う。 以下同り他の使用 当 て、 第三十 合 該 土目(当 ľ 用 改外該良用土 。) をした 別有権の移 るもで 六条第一 及 所 途 は は は は は は た 場 合 又 は 、 し た 場 合 又 は 、 以 部を徴れ 事 途 地 の係 定 を当該の移転がる地域 の移 業 るめ に 地る 収するのでは、 要 土 内 す 等 項 は第二項の規定する費用のうちな ることに ことする へに地に 場合を除く。) 一次は当該土地でそれがでいる権利の設定は当該土地でその計でででである。 においてではいるでは、 においてではいる。) が銭 ができる 残その他 に うち当

銭五項 \mathcal{O} 充に 第 地 てるい 五改 収 い項良 ž た 若 7 区 め、 は、 準 l れ る金 < 用 そのる 定 銭 款 0 徴 第 七 で うち 収九項 定 の十又 8 の原因となる大は第九十名のるところに その 者 に 係る部分と の規定に 一条の二年 に ょ り、 を よ第 \mathcal{O} をした組合員なれていまり徴収されていましては 額 を 徴 収 いするこ かる金第二

2

2

を記載 とき は、 した書面 八 項 を認 付 可 を L なけ 申 請 れば いするに なら は、 な そ 0 申 請 書 当 該

意

見

(新設)

(特別徴収金)

得た額の全部又は一てるためその土地に係る部分の 該土地に係る部公 外用途」という。 外用途」という。 には、当該組合員 には、当該組合員 には、当該組合員 には、当該組合員 \mathcal{O} 第三条 合 条 員のが二 いう。)に が 質性権そ 無を受けて を受けて はないう。 分の する 規 に 定 つき賦 いした場 その供途 でする 部 額 改改 から を 良 いて、 する外格 徴 当 以他 事 区 課され 前 合 下の 収 該 世。 一世 一世的外用分 一世的外用分 条第 ため用係 いすることができる。いされた金銭その他の 同 使 \mathcal{O} 角及び. じ。 係施政 用途に共している。)をした場合又に、)をした場合又に 一項の規定による良事業に要は るも 所途 行令 有 (以 に \mathcal{O} 権 \mathcal{O} 係 定 で移転している地域である地域である。 の下こ るめ 定により当 地 る ところ くする費用 \mathcal{O} 等 項 土内 とす 額 に地に る合を除 に供い に供い 所 お改あ を 用 差 該 る 有 い良 る のうち 費 権 権 土 て 事 する 引用 土 利 \mathcal{O} いに 地の移目ので定 た を設転的計そ て充

銭五項、 その徴に充ている。第五 土: できる。 地 徴収されてるため、五項若 め、 準 は、 L れ る金 用 < その その る 第 定 銭 款 徴 第 七 0) \mathcal{O} うち 収九 項 定 文 の 十 8 その 原因 条 は るところに 第第四九 とな 者に 項十 (つた行為を--一条の二第1 係 . う 部 ょ り、 分 よ第二 \mathcal{O} 第 り世代を担めて、一年条 額 を 徴 合 員 れ 収 \mathcal{O} す るこ かるは第 ら金第

過 条金

三 准 組七怠 合員 に 土 対 地 して過 改 良 区 |怠金を課 は、 定 款 で することが 定 めるところ できる に ょ り、 組 合 員 又

八課 土の 地 徴 改収 委

過 む第仮規規 八 清 定 定 + に 金 算 に $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 九 \mathcal{O} 下 金 よよ条 条 る の 決 三 及び に ح り 徴 条 三 \mathcal{O} 0 徴 収 賦 -六条 を課条 換 \mathcal{O} 収 済 委任 すべ に 金 及 第 地 規 十三 一等に係る延 ょ 第良の び 計 定 任することができに係る延滞ない次条第一項に きの金 りに 区 画 _ 又は、なくない。 項 ょ 項は、 \mathcal{O} り 規定を換り 徴 第 す 政 令 ベ収 きすべ 分合 条第三 で 金 にに 項 で おいてはおいてはおいてはおいてはおいてはいる。 きる。において 定 銭、 き 第 \Diamond 金 四 るところ 銭、 そ 収にの第 項 \neg お規 の賦す 若 五. バき仮 十三 延課 い定 第 L 金 てに < 滞 兀 に 等」 -条十は の二第 定 ょ 金 ょ 清算 り、 以 \emptyset り と る 外 徴 八 条九 がの前条の 記総称する の前条の 第二 収 市 項 オニ項項 又 町 は 村 きのの 第

利 務

す 土い区 的四 る て \mathcal{O} た のの 事の る 者土 条義 全権 業 部利に が地 関その生地承 又の関 は承 る 土部 又は 区 び と と と の は 区 び 継 又 部 には 利義務は、そこの組合員が知る は一部について は一部について は一部について つ第三 て条組に 合員定 和おおお たる資質をする資質 る資格な をの 失しほ て部地合利 移そに改にの 転のつ良は目 第

2 者前 土 その土承 びのの 地 け 全 改 れ 土地継部良 ば 地改又又区 な 改良ははの 良区第 5 組 区は、 な 部 合 条に \mathcal{O} に 員 その規 事 つが 業に V 土定地 てそ 組 関 合 すのる \mathcal{O} 員 Ś 資格 全資部格 権 又のを資は交喪格 利 義 一替失に部がし係 務 いないとき ればないとき に 0 11 て 必 のはお目者、い的 要 者、い的 な 決 る 有の 済

2

一十七 条金

第 して 過 怠金を課することが できる 款 \mathcal{O} 定 8 るところに ょ り、 組 合 員

に

金

係る延 ることが び 換 第三十六ね 第 地 条 で でき 金に十計並お三画 並お 土の 又金徴収 びい項 よ六地徴 に て \mathcal{O} り条改収 交換 規 そ の賦 定 きすべ に 延課 分 条 項は任 合計画 **常三項** ょ 滞 金 らり徴 き第金三 金 |等」と総 政 以 令 収 銭、 にの第 外 項 \mathcal{O} けすべ お 0 規 五. 若 定 売定により賞

十三条の□ 前称 11 しく 8 条の過 き仮 て定める 兀 るところ 十二条 は (清算 過 第 「算」と ・第二項の規定 ・第二項の規定 ・第二項の規定 徴八 怠 八 金並金のび等 清 算 ょ にを試 徴 金 ŋ (第 収 賦 課む を 市 金 八清 定 委 定 + 町 任 等 以十算にに六村 す に下九金よよ

務

`的四 転のい区 する。 ての 土 地 権利の全部 が地 その土の 又承すの全地承は継る土部改継 又権地又良及 ___ 部は利のは区び 義全一の決 に 第 でつい条 務部部組済 は、 又に合 はついる て組合員たる資格を第二項の規定による が組合員ない。 で全部なり、資格を対象を表 若しく 喪 格 取得し、 失に係 はの たる ょ 土場権 た つ部地合利 者 にてに改にの 移そつ良は目

済有の前 土 る及のの地 そび承全改 の土継部良 け 土地又又区 れ ば 地改ははの な 改良第 組 5 良区 部合 区は条 な に 員 0 第 が 0 そ二の項 V) , 事 業 7 組 その 土の地規 合 関 員 の資格を喪りたる資格に す の定 全部又 Ź 権 利 次は一部に大した。 交失に替し係 義 務 に る な場権 0 71 つきそ 合 利 11 7 とにの 必 きお目 のは、いめた 要 て、 な 者 た 決のそ

兀 一十三条 組 合 員 0 資 略 格 得 喪 0 通 知 義 務

2 略

3 部 格 中 当 に 地 を喪 間 該 0 中 管 資 間 1 失 理 格 7 管 機 組 理 \mathcal{O} 構 得 合員 機 及び 又 喪 構 12 たる資 は が 当該 取 土 0 得 1 地 、てその 土地 格 改 した者 を 良 取 \mathcal{O} 区 全 部 は、 土 得 0 しい 地 地 そ 又 改 区 れ は 良 又 内 ぞ 区 は 部 に れ 喪 あ に 第 通 失 る 0 知 L 土 項 た 1 L 地 こ組入したときは、一 0 \mathcal{O} 規 組 全 合員 定に 部 又 よた

合員 等 対 する 通 知 又 は 催 告)

通

知をしたも

のとみなす

第 け組四 て ればよい。 合員 十組 五. 名 条 簿 に 土に \mathcal{O} 地 記 載改 土 地 ΰ 良 区区が組 改 良区 住所 合員 型知した場合には が(その者が別に 具等に対してする 等に はにる、通通 通通 そ知知 の又又 場はは 所催催 に に 短 受 第

2

八地条改 良 事 業 改計

第 事 四 を林を産 め、産産 止 Ļ 省 地 都 令 道府県知事の認可を受けなければならない。で定めるところにより、総会の議決を経て必要又は新たな土地改良事業を行おうとする場合に、改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改 で 道 又 必合に改せる なは良

2 3 が地六係 施改変 更 条 改 る む地地略 区がが 0 す 事 規域改 る土 そ良の区 業 る 現 容 定 とす 地 をに 地 廃 ょ 域 他は よる地区 اع ک 該 る 改止 農 3第二条: 良 林 土 てい 施 水 地 . 又か はら 設 産 改 良施 る区 省令で定 \mathcal{O} 良 紀二項第一号の更新のために 0 事 除外に 設 域 業 の管 計 **(以** \Diamond 画 理 係 る 下 に の事業では、のの事業では、 を内 るも 重 0 現 要 き 容と 行 \mathcal{O} な 土 管 を 部地 する あ該 理 あ該(除 分 改 < 区 \mathcal{O} 良 て、 地改土 域 同 変 事 号 更 業 とい の施行 良地 を の当 事該施改 . う。 業 土設良 の地の区土十に

> 兀 十三条 組 合 員 \mathcal{O} 資 略 格 得 喪 \mathcal{O} 通 知 義

2

略

新

組 合 に 対 通 知 又 告)

ればよい。合員名簿に記 兀 + 五. 条 に記 \mathcal{O} 土 地改る 土載地 ľ 地 良区が 改 良 区 に住組は通所合催 合員に (その 知 L た場場 対 者が別 L 一合に 7 す はに通 る 通 通 そ 知知 の又又 場はは 所催催 告告 にをは あ受

てけ

組

2

第 `事四 事 ず項を定り、 め、産 止 良 「の定めるところにより、総上し、又は新たな土地改良事」というにより、総が出地の良事」を表表している。 でころにより、総会の議決を経て、は、土地改良事業を行おうとする場合は、土地改良事業計画を変す 必合 地 要に改 なは良

3

が地六係 施改変 食区がで 改条る土(略) 管 な事業を 事規域改 る地 そ良の区 域 よ他は をし 農 第二 し、地、区 土地 良 林 土 て 施 区 水 地 改条設 又か産改 V 第二項 る区 良 は 5 \mathcal{O} 省 良 施 $\bar{\mathcal{O}}$ 令 更 新 事 た で 域 設 新 除 業 の 管理 で の た め 土 地 定 外 計 (以 に \Diamond 画 係 る に 下 方の事業であるめに行う当該上 を内 改良 るも 0 重 現 要 き 事業 容とする な 行 \mathcal{O} 土 管 を 部 地 理 **(当** 除 分 改 土地改 < 区 \mathcal{O} 良 域 同 地 該 変 事 改 号 土 更 業 لح 良 地 を (第 \mathcal{O} 当 \mathcal{O} 事 該施改 施 う。 六 行 業 土 設 良 の地の 区 土十に

一各き与は 款のの業改二要を全計に良以へ 、は理 そ業 · 号に 三に変 以上の の計 が 由土 \mathcal{O} で そ の 名 の 現 を 地 変 体 画 つき、その 事 変 画 5 掲 更 更 業 更 改 構 \mathcal{O} \mathcal{O} か行 称及び 各土地 以良事業 小のうち する又概要 げ後 土変 後 変 じ お かに うと め、 る 地更 更 \mathcal{O} \mathcal{O} な係 同 必は 及 改後 定 又 又 るの その 要がの 変 良 又 す 意 款 廃 改 上の び は は の組 **と公告して とし 農 更 事 は 良の廃 そ 新 林 す 土地 業の 新たな土 全ての発析水産 場 事 止 あ 変 水 *水産省令で定め 更 一合に て政 なけ 業 るときは 産 \mathcal{O} ŧ 又はその たな採む地改 省令 改場 \mathcal{O} たな採り 並 うち 一合に 行を目: て、 れ 良 0 · で 定 ば 事 1 で 又 う 改良事業の体 は採択に係る十 の新たな採択 の新たな採択 の新たな採択 であるとお て、 業あ な次び廃 変 ならない。 がの各号で がのを表する がのでは、 更 8 \Diamond る る 益 当 においれるところ 要 を の区変 るを、各目廃 項 土 のに 分 更 土的止 改のに 認 適 す か改 とし にす地 良場 ょ 可 合 良 ŋ ょ る 合 を 改 は該事 必良すて ŋ 業に 申 る そ現設 成 及要 は 地土そ地のあ 土 請 る場 び の改計 そ が業 な 改地 す つ地 良改各良画に改を除 あに 事及 廃 変 ħ でる合止項び更事生が概 ときにのを定後業事地が概 い区て 事は <

10 (9

略

続の項をい利 びおう は 都利項 省 \mathcal{O} 第 とする の略 略 ほ九 道 益 府県侵 す か条 認 る 可 こと 場 前 規 知 害に 」する 定 合 事 項 においる手に を除 が が る お事 で 適 過当と認 、きる。 そ 項 続 て、 7 れが ()認が当第前めな該 準 用 大項の 大項のお す い土 . こ と る 地 第 改 場合に準新らなり、場合に 八 条 第二 あ用た かの つすなで利てる土あ害 項 に は、これがは、これが出地改良 規 る関 八改場係 定 す すこ条良合人 るれ第事にの 手ら六業お権 10

11

県

知

事

は、

第

項

0

認

可

を

L

た

لح

き

は

遅

滞

な

そ

 \mathcal{O}

11

知

事

は、

第

項

0

認

可

を

たとき

は、

遅

滞

なく

そ

0

山

とが 内 は理 款のの業改二要 そ業の計 一 各 き 安(その変更の 一以上の土地 以良事業のうま でのででである。 での変更のである。 その名: 〜 号に 変 を変 由土 あ を 変 明ら 画 5 改更構 かじ 更の 行 成又は、その おかに め、 うとす な係能 7 るの 改上の廃がの農 款 廃 \mathcal{O} を止 はそ新林 る す 得な告理業 業のの新な 土 あ全林 後 変 水場 L 止 る 地 る て 水 0 更 \mathcal{O} 産 合 て \mathcal{O} Ł 文又はその!(の新たな採 、産省令で定めると、はその主 ときは 改場 産 \mathcal{O} \mathcal{O} 又 政 け し 由 立並 うち 良事 ħ 利 0 中の定めると での定めると での定めると での定めると での定めると での定めると 又 ば で う て、 廃 業 あ な次び に 0 らの 止 9 施行を に係る土地改良東事業の施行の場合ところにより 各号の 元に係 定 な 第 る 益 た款を変形 一項 要 を لح る各 を 目 廃 件 土 区 のに い地 更す て当 認 分 土 的 適 す か改 によ と 地 可 合 る 0 良 る他体で大る名 る は該事、土業 り、 する 改 L 合 を り、 必 て 良 土 業に 申 そ現設 成 は、 要 事 1 及 地 土 そ地のあ 要 土請 れ行の そ が 業 る び な 改地の改計つ地 す \mathcal{O} あ 場 事 及 変 良改各 良 をな理 廃 画 て改 る ると つき 合 項び更 事 良土区のは ぞ 止 良 に 除い区で を定後業事地が概

事 は

5 略

5

9

の項をい利 て、 又は びお う都利項 府 省 の第 がとする! 一位を侵 県 略 ほ 九 の略 か条 認 てよ 可 規 場 知 害に 前 合 事がる 定 い項 する除 る お 適 お事 ら手続(第: いて、前! 過当と認 それが 11 て 準 が当 用 前めな該 六項に たとき す い土 、 と る 地 のお 第 改 場合に、新 八 が良 明事 条 第二 がたな土 めつては が が たな土 ら業 項 に は 規 第 地る関 八改場係 定 す 条良合人 るれ第事にの ら六業お権

 \mathcal{O}

旨 を 公 L な け れ

12 する土 ま が では、これをもつて第三者 土 できない。 地 地 改 (良事) 改 良 事 · 業 の 計 画 の計画の決定は、前頃画の変更、土地改良東はならない。 日 (組合員等を除く)には、前項の規定という。 除く。) に対抗するこ規定による公告があるの廃止又は新たに採択

画 決 定 及 び 可

計画を定れるといる。 五. 十二条 るときは、 め、 定に 第 画生の 五. 号の より 都 地 より応急工事計画な地改良区は、その気 当 道府県知事の認可を受けなければなら当該土地改良事業の施行に係る地域にり応急工事計画を定め、これに基づい改良区は、その行う土地改良事業(第 道 はならない。 地域につき、 要業の性質上 をづいて行う 11年上必要11年上必要 換 地要 第

2 3 (略)

4 者 業につい より、, で政令 ての の換 次項 で 定め 専の 地 7門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する規定による議決前に、農用地の集団化に関する事計画を定めるには、農林水産省令で定めるところ る資格を有するも のの意見 を 聴 カュ なけ れ ばなら な 4

5 6

7 第 でする。 第三十二条第二項及び第三項並、五項の会議には、第二十七条、 びにこ 第三十二十八条 四第 日条本文の規名一項、第三・ 項、 が規定を $\overline{+}$

8 た六同 十日以 意 書 面 を を項 る添付しなけるの認可を申請 内に 添 付 こその す れ 同 ば ればならない。 意を得ら 請 足 するには、 ŋ らる。 れ い場合によ、その申請 な は、 書 同に での事由を記載して関係農業委員会の

9

規

第 五. 用 七 条 用 の 二 排 水 施 土地 設 又 改良区 は 農用 地は、 0) 第二条第二項 要な 項 施 第 設 号 $\widehat{\mathcal{L}}$ 0) れ 事 ·業 の 5 0) うち 施 設

> 公告 良な事け れ 計ば な な

12 する土地改良事業計 が までは、これをも できな 業計の画 つて第三者(組合の計画の決定は、 計のら 変 更、 (組合員を除く。) (組合員を除く。) 土地改良事業の廃 土地 **烷定による公告が廃止又は新たる** に対 抗すること がに あ採 る択

域に 5 \mathcal{O} て 兀 ・つき、 性 な 行十 なう条 質 上

い。
- たいしょしょうものの意見をきるで政令で定める資格を有するものの意見をきる。 業についての専門的知識及びその事により、次項の規定による議決前に第一項の換地計画を定めるには、 \mathcal{O} の事業に係る実務の削に、農林水産省令の カゝ の経験をするとの定めると なけ れ ば を有する るところ なら する な

5 6

7 三十二条第二項及び第三項並びに第三十四条本文の規定第五項の会議には、第二十七条、第二十八条、第三十 を一 準条、 用 す第

十日以内にその同意書を添附し 書 第一 面 を を項 添 0) 附 認 す \mathcal{O} ħ し 可 同意を得られない場なければならない。 ば を 申 ょ 請 明するに は、 ・但し、 場 合 は、 請 書に関 同 そ 意を \mathcal{O} 求め農 事 由 た日 業委 を 記 載したたった。

8

9

第 る五十七条の二 (管理規程) 農業用 用 排 水 施設土 又 地 は 改 農 良 用 区 地 は、 0) 保 第二条第二 全上必要 な 項 第 施 設 号 0) れ 事 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 う 設

当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならないころにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、て行う管理を含む。)を行う場合には、農林水産省令で定めるとのうち農林水産省令で定めるものに限る。)の管理(委託を受け

2·3 (略)

4 ば 産省令で定めるところにより、 ならない。 都 道 府県 知 事 は、 第 により、遅滞な項又は前項の なく、 可 その旨を公告したときは、世 な農材 れ水 4

(利水調整規程)

五. れ 水 の利用の調整に関する事項につい + 農業用の用水施設 ならな 七条の三の二 (委託を受けて行う管理を含む。 \ \ \ 土地 (農林水産省令 改良区 は、 て、 第二条第二 で定めるも を行う場合には、 利 水調整規 項 第 \mathcal{O} 程 に を定め 限る。 뭉 Ď 農業用 事業の

2 - \$ 0) 前 でなけ 項 0 利 ればならない。 水 調 整 規 程は、 次に 掲 げ る要 件 0 1 ず れ に ŧ 適 合す

業務を営む者への農業用水の供給が適 当該 土地改良区 の地区内にある農用 地 正 に に 行 つ わ き れ 耕 るも 作 又 は 0) 養畜 で あ \mathcal{O} る

め られていること。 農業用 水 0 供 給の 決 定方 法 が 適 正 で あ ŋ か 0 明 確 定

土地改良施設に関する情報の提供)

五. 施設の管理を行う土地改良区に対し 変更した土地 報 地改良区 七条の九 0 提供を行うように努めるも を除く。 改良 国 施設の 地方公共団体その は、 適切な管理に資するよう 当該土地改良事業により のとする 他 当該土 \mathcal{O} 土 地 改良事 地 改 良 新設し、又事業を行う者 施設に関 当 設に関する。 設し、

けなければならない。
で理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受水産省令の定めるところにより、当該事業の実施の細目についてて行なうこれらの施設の管理を含む。)を行なう場合には、農林のうち農林水産省令で定めるものを除く。)の管理(委託を受けのうち農林水産省令で定めるものを除く。)の管理(委託を受け

2 · 3 (略)

ならない。産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければ産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければ都道府県知事は、第一項又は前項の認可をしたときは、農林水

新設

(新設)

条 土 地 改 良 区 は、 次に掲げ る 事 由 に ょ 0 7 解 散 す Ź。

2

3 ればならない。 都道 第一 府項県第 知一 写は、遅滞なく、 号又は第二号に! 掲 その旨を · を 公 に ム告しなけによって解 3

4 いれ をもつて第三者 土地改良区の解 散 (組合員等を除く。散は、前項の規定に 定による)に対抗することができなによる公告があるまでは、こ

第 を選任した場合には、この限りでない。場合を除いて、理事がその清算人となる。六十八条 土地改良区が解散したときは、 ただし、総合 総会で他の で解散した 者た

2 · 3 (略)

4 を 準 清算人につい 一用する。 ては、 第十八 条第 十七 項 カン 5 第 十 九 項 ま で 0) 規 定

人の財産 調 **酒養務**

第 <_ 。 改 現 六 十九条 を調 区 出 及び財産は してその 査 清算人は、就職 一目録を作り、財産処分の方法を定農林水産省令で定める土地改良区 貸借対照表 承 認 を求 \otimes なけ (土地 0) 後、 れ 改良 遅 ば なら 滞 施 なく、 な 設 0) 管 土 理 地 定め、これを総会区である場合を除埋を行わない土地地の良区の財産の

併の要

七十二条

2 3 (略)

4 れ をもつて第三者 土地改良区の合併 (当 は、 該 関 前 係 頭の規力 土地 地改良区の組合2.然定による公告ご 合員等を除く。) く。)に

第六十七条 土地 改 良 区 は、 左に 掲 げ る事 由 に ょ 0 て 散 す

ر <u>ج</u> 略

2

ばならない。 世地改良区が第一 道一 府 項 県第一 知 が事は、遅滞なくそ 号又は第二号に掲げ 遅滞なくその旨 げる 事由に L ょ なっ けて れ解

れをもつて第三者 土地改良区の解散 散 **(**組 は、 合貞前 を除の \ \ '\\ 規定による公告があ)に対抗することができなによる公告があるまでは、 ないこ

4

(清算人)

第六十八条 土地 選任した場合には、この限りでない。場合を除いて、理事がその清算人となる。六十八条 土地改良区が解散したときは、 但し、総合 会で他 の散 者し をた

2 •

4 を準用する。 清算人につい て は、 第十八 条第十 六項 か 6 第 + 項 ま で \mathcal{O}

総会に提出してその承認を求めな現況を調査し、財産目録を作り、第六十九条、清算人は、就職の後、(清算人の財産調査義務) なけ なければならない。
財産処分の方法を定し、土地改り 定め、 0) 財 れ 産 をの

七十二条 (合併の要件)

2 • 3 (略)

4 れをもつて第三者 土地改良区の合併 (当 は、 該 関 前 項の 係 土 |地改良区の組合員を除く。| |規定による公告があるまで こに 対

規

定

2 第 2 第 第 5 。ただし、 一~九なければな る の総会に 八 七十九条 七十七条 対 を 省令で定めるところにより、 ようとする場合には、 土地改良区連合を設立することができる。 (役員) 定 役員 受けなけ 十一条 土地改良区連合は、所属土地改良区の増減) 抗することができない 土 略 北産省令で定めるところにより、定款、事業の実施に関地改良区は、土地改良区連合を設立しようとする場合に 地 款 改 主 ならな お 良 地改 (略) いて組合員のうちから選挙した者の土地改良区連合設立当時の役員は、役員は、定款で定めるところにより れば 二以 土地 区 連 良区 なら 改良 合 \ \ \ 上 0 \mathcal{O} ない。 連合設立当時 定款で定めるところにより、 区 都道 土地改良区は、 事 により、定款等を定め、都道府県知関係土地改良区の協議によつて、1連合は、その所属土地改良区の数 業年度について |連合の (第八十一条において「定款等」 |府県知事の認可を受け 定款 に 0) その事 は、 役員を除 は、 次に 農 業 < \mathcal{O} 林 掲 0 関係各土地改良区り、総会で選挙する なけ 互 水 げ 選 産 部 る 省令で定め は、 に 事 ればなら を行うため より 項 という。 本事の認可 農林水産 を 前 選 項 記 本文 ない でする は、 任 載 る す L 第八十二条 2 第八十一条 2 第 第七十七条 2 5 ようとする場合には光八十一条 土地改良(所属土地改良区の 七十九条 な事項を定め、都道守具、1:省令の定めるところにより、定款、土地改具省令の定めるところにより、定款、土地改良区の協業 ればならない。 土地改良区連合を設立することができる。 土地改良区は、土地改良区連合を設立しようと、 土地改良区は、土地改良区連合を設立しようと、 総会にお 一~九 (略)なければならない。 抗 (定: (役員) 役員 事業年度につい 款 主 いて組合員のうちから選挙した者の工土地改良区連合設立当時の役員は、2、役員は、定款の定めるところにより (略) 地改良区 土地改良 土 地 改 には、関係土地以良区連合は、 ては、 0 良区は、 連 増 区 合設 減 連 合の 農林水産省令で定める。 その <u>寸</u> 当 定 定款に 時 事 業の 都道府県知事の認可を受けり、定款、土地改良事業計 (T) 役員を除 所属土地改良区 は、 部 左に なければな ・ ・ は良事業計画 議によ の互選により を の互選により選任す関係各土地改良区 *\'* b, 共 掲 同 げ する 総 つて、 る事 L の数 て は、 会 な画 その 行うた で 5 項 場 選 農 を 合 な を 前 他 林 挙 記 項 す区 水 な画は 本 す 必 減 載

け

文

るの

要産

2 第 第 4 3 専門的 八(十国 の規 八 で定める場合は、この 人 議 合 なくとも ることが る場合 、の業務、 前 か 員 ただし、 第 かったこと。 第任の前 当該 法人 当該 一は、 定に 匝 当該 が少 五 九又 等 地 耕作又は 所 地改良区連 項 号に 内の親族以外の者であること。 項 の条は 条 改 知 改 属 を除 良区に ハの役員 前換の都 土地 良区 を執行する役員を含む。)でなければならに掲げる要件)に該当する者(法人を除き かか を 土 識 次に掲げる要件の全てに該当する者でなけ 土地改良区 な 五. できる。 土 立分の三 段地 土 地 準 地 地 を有する者の指導を受ける場合その 土 ** \ 連合の 後畜の わら 計 V 改 地 場 改 府 用 改 て、土地改良区に関する規定と改良区連合については、この関する規定の準用) 良区 %合その 合の 第六項 する。 良区 画 県の行う 前 五 若 改良区連合の業務及び会計に 良 は、 (略) 区 を定める場合には、 しくは使用人以外 直連合の 監事 業務を営む者であること。 .連合の議員であること。 連 年間当該土地改良区 0 理 他の 限りでな 及び第七項 地区内にお 次 合 事 定 E 款 換 \mathcal{O} (設 (設立当時 議員又は 地 理 掲 で げ <u>\f}</u> 処 事 定めるところに 分等) 又 る 当 いて耕 0) は 要 時 の者 規 当 件 重 \mathcal{O} \mathcal{O} 定を準 0 第五十二条第二 該 監 要 理 な 連 で 事 作 全 事 土 又は 使 合 あ 地 を除く。 を て くい 用 法 用 ること。 改 ょ \mathcal{O} 除 **当** < り、 す 律 理 他 養 人 良 る。 に 区 0 畜 該 れ 0 事 T れば 特 又 連 農 \mathcal{O} 0) 土 総 配 に)監査に この 項、 会で 係別 林 0) 業 地 0 偶 は 合 0 者又 う 務 水 ならない 改 定 る 職 0 場合に第三項 罰定則め 産 員で ち 選 議 省別し は 任 員 をの な す 第 3 、第五項前段、第五現前段、第五現前段、第五項前段、第五項前段を開入十九条の二(収入の)のでは、第五項前段の第二のでは、第五項が開から る場合を含えて、人十四条 新 業務 数の少なくとも二分 ることができる。 の規定に 設 地改良区連 を執行する役員を含む。 を除いて、土地改良米 土地改良区に関する規定 かか わら 第六項 合 略 を定める場合には、 0 0 行う の理 及び第 事 定 改良区に関する規定を潍連合については、この2規定の準用) は、 款 換 \mathcal{O} 地 定 0) 七項) でなければならな 議 処 数 定 分等) 員の 8 (法人を除き、)少なくとも五分 るところに 0 規 **烷定を準** 第五十二条第二 法 用 潍 ょ ŋ 用律に 分 す 議三 る。 る。 三 特 総 たる法一、監事 項、 别 会 0) で 0 第三 場 選 定 合に 0) 人 \mathcal{O} 任

の定

す

あ

Ł 土 つ地 す い改 る て良 は事 項 都 業 道に 六 لح 府つ項 あ県い中 る知て 事は 0) 農該 は ٢, 林 土 水地 同産改 + 条 大 良 第臣区七、の 条 七 \mathcal{O} 第 項都理 中道事 項 一 府 第県とあ لح 読 十土る 七地の 4 条改は 替 え 良 る 第事国

3 5 5

と部利定第に 10 が 代 若 を \otimes 五. る 十三 で し 有 な わの換地林 きるは する る土地改水 11 yる者に対: 条 べ地計良産略 は き改画事一良に業 \mathcal{O} 大 部 良に 業臣 の時事基 に の又 Ļ 利 業 づ 工 は 0 れ 第 用 \mathcal{O} る き事都 11 期 従 て 地施換の道 _ 日前項 使 を行地た府 用をのの指に 処め県 し定土規定係分必知及め地定しるを要す Ļ 地行がは、 てにに、つよ び 収 0 ょ 又域うあ 益 そきりは内にる 換 すの第換第のつ場地 土き合処 日条計項地必 又 分 要はを をら七にお が土行 9 停そ項おいきあ地 う 止のにい て従 る改前 さ土掲 て準前場 良に せ地げ換用の合事お る地はにまれて 6

11 (

きたは計項れれ場にと清い三 第 玉 \mathcal{O} 5 合 掲い算 7 う金を のにげ \equiv にれて \mathcal{O} 又 者者はるに、権 そ用項は 定 $\overline{}$ 都略 当のたに のす 和を他る 農 ょ 支 支 第 道 を土の第八府 るかに り払払林 額ら相供 うい水有 地金五項県 ~ 改銭 の徴 当 託 産 す 十には は うる者 すると全 匝 又 金収 省 良 以 お 付して 区 す 条 い第 下 7 べ額け て に \mathcal{O} を \mathcal{O} そ きのれのれ定 支地第 準 項 十の用に三規すお の全金ば仮らめ 払 区 る に項定るい 又あまに第 7 係 よ五準 る り、三オ 仮 か金地銭額収 よれ地お りらい仮条るのである。 ら等改の す 徴の良額第る のつ T 清の第 を百の仮者き _ 算 収額区 八五 金又十二 か第仮 すを に に 清 除 < , 十代第三元金 明 る合 支 は三 金徵条算補前条 条 て、こ 等 収第金償項の をこ を 金に二 明がて 第 す七等 で得又合 る項 おの 11

業営おに土い て、 つ地 条 い改 て良同 لح は事条 あ都業 る道に六 の府つ項 は県い中 知て 第二 当 事は 農該 林土 水地 条 同産改 条大良 と読 第巨、区の み項都理 の替えるもの-領中「第二十二 都道府県営土出 七地の 条改は 良 第事国

(5

3

地を定めたることがで する第一 土にに 地は係 土林 に る 五代そ 換地水 できる 十三 わの地改産略 有な L 行する者に対しないこととされ < る 土計良大 条べ地画事臣 は の 二 き改に 業 又 部に 良基のは の時 に 事 づ 工都 つし、 二利 業 き事道 れ 第一 る 用 換 \mathcal{O} の府 い 期 従 て 地 施地た県 日前 項を 使 行処め知 をのの指に 用 分必事 し定 土規定係 を 要は 定 及め地 Ĺ る行が て、 ににつよ び 地なあ換 収 又 域 う る地 そきりは内に場処 益 の第換第のつ合分 す ること 期五地 三 土き又を 日条計項地必は行 か第画にに 要土な を ら七にお が地 9 う 停 そ項おいき あ改前 のにいて従 る 止 良に さ土掲て準前場事お せ地げ換用の合業い

5 10 都略

一れれ場にと 清い三 て又合 掲げる。 合 7 第 は計項 5 5 玉 準 三 た \mathcal{O} ののにげ 金 又 規者者はる定に、権 そ用項はのす、都 額れて $\overline{}$ する \mathcal{O} のたに支支農利を他 第 道 当者額よ払払林を土の第八府 りうい、産す改銭十には すかに 古改銭一においる良人においる。 るら相供べ 合 産 額徴 当 託 き又省 议 の収すし す は令者区 い第 は 条 このに支地にの地に するな な な て 額 け 下の 7 三 金す 支地第 三 準 項 一の用まれている。 をきのれのらめそす。金ば仮のる れ 払区 い内に に項定 るい 又 第 あまに 7 はこれでに 五準 ょ 十月三す よれ地お 良 清 土金の収 る 算地銭額 する り、 らにい仮条る 仮 区 \mathcal{O} 0 清の第 カ 金改の て ら等 良額第の仮者 き 八五 _ 算 清か第仮金又十 徴の区を百に は三 ら五清 収額に 除二 代算 十えて す を 支 金 徴 条 算 補前条 て、 合 払 等 収 第 金 償項の 計いし 金に二 条 を す七等 を第 る項 おの

のに 土 0 一に通 支 払 項知又 しは 2規定により金銭しなければなられば徴収の期日の4 な徴 れの期 な相 い当 期 間 前 ま で に そ 0 旨 を

12 な地項 5 に \mathcal{O} こつき第 な 仮 林 地 清 水改 産省令で定める 算 産 五 条 第 七 項 細に従い、 るところにより、 に 揭 げる 仮清算金等をその地ろにより、その支払の を扱い支払を 権 和を有る 有する者に支払わなければ金等をその地区内にある土、その支払の通知に係る同銭の支払を受けた場合には

13 算 有 金 道 土 正等をその間 その徴収の での徴収の する 者 か の付は、 ら徴収することができる。 地 区 通 L 区内にある土地につき第五通知に係る同項の仮清算金した場合には、農林水産省、第十一項の規定により徴 第五条第七元 発金等の明に でに は 項細に める 頃に掲げる権利やに従い、仮清をころによる金銭を国又は 13

14 が 令で できる。 項 定め \mathcal{O} 規 るところによ 定 ところにより、都道府県による農林水産大臣の権 知 限 事に が属 が行うこととなっている。 しするこ

第

ならない。 実施細目につい をころにより 九 施 いのうち -三条 い目。た 業の程 につい を で定めるものに限る。)の管理 を含む。)を行う場合には、農林水で が産省令で定めるものに限る。)の管理 が設又は農用地の保全上必要なが 当該事業の実施前に管理、 用 規程を定めなければ 例で、)当該事業の 農林水産省令で定め で、)の管理(委託を の管理(委託を 第

2 とけれ 林 水産 林 るばった 水 はならない。 産 大臣 め 管理規程を変更し、めるところにより、「前項の規定により、」 り、遅ばより管理 し、 又 滞 理 はなく、規 止 その L たと ときも、同の旨を公告し

土 地 事 業の 変更

第 九 +Ŧī. 条の良 の 二 前 条第 項 0) 規定に ょ り 土 地 改 良 事 業を行う 者 は 第

旨 明 て、 良区 0) 支 通払 知 又 期 間 前 ま で に

な地項 農林水産の土地改良に の仮 (清算金等ので) 医省令の上改良区 第七項に掲げる権利を有せの明細に従い、仮清算金笠の定めるところにより、そ 前 項に \mathcal{O} 規 規定により金銭の支払を知しなければならない。又は徴収の期日の相当期 だる権利を有 仮清算金等をその地 ろにより、その支払の により金銭の支払を する者に支払 地の受 区通け 石わなければ、日かにある土地のに係る同いである土地のである。 そ

地につき第五条第七項に掲け、その徴収の通知に係る。一生地改良区は、第十一項のお道府県に納付した場合にならない。 することが いる同項の規 る土地 項 規 できる の農林に につき第 \mathcal{O} 似清算金等の水産省令の 五. 五条第七項に 令の定めると 収される金針 るところ 掲 従 銭 V. げ を る 玉 権仮に又 よは 利 清

とができる。 政令 前各 の項定の の規 \Diamond により、都道府県展林水産大臣のは 府 権 県 知 限 事 に が属 行 す る うことと 事 務 \mathcal{O} す う る こ 部 は

規程を定めなけ うち 受けて行 九 施設のうち農 (管理規 林水産大臣は、前項の規定によを定めなければならない。) 当該事業の実施細目につい なうこれ \mathcal{O} 林 排 水水国産施又 業の実施細目について、当ま定めるところにより、(都) 5 0) 設は 省 令 又都 施 で定めるものをで、 第二条第1 設 で は道 目について、当該事業の実施ろにより、(都道府県にあつの管理を含む。)を行なう場 のを除く。)の管理保全上必要な施設第二条第二項第一品 場合には、場合には、 施 $\widehat{\mathcal{Z}}$ 号 前 は、 は託ら業 管 を 理条 のの

2 とす 農林水売 れ 林 るばか 水 な産 ら省 な令 いの常 定 管 めるところにより、 理 規 程 を変更し、 定により 、又は廃止し、遅滞なくその旨をし、貨理規程を定め を公告 き 同しは 様な

土 地 業 0 変更

九 +五. 条の二 前 条第 項 0 規 定により 土 地 改 良 事業を行 j 者 は

、るはし施地変事良のが業合廃事及要係併事地す地る 業事場あにに止項び及るせ 業 改る改地 前をは農 るつは、理、約農土 て を業合 \mathcal{O} 良に良域項 定 き、 係内係併のに 施計事は事 のめ地 そ由土を林地行画 る るせ施あき 業の者 水改すの計産良る概画 て 行つはそのへ地変 あ を他は都 地 て変の各現 改更 しな域れ土施に 画ら廃 道 ら地行係は、のみする、 名地に二 する 事場 る地な 更 良 要 のか止林 るの 土 府 理 令業合に の改する 土域いも 後称地 事 令 (その 変 じ 水地県機農 し 及改以業 更 ことと の部 土良る地その \otimes よう 必 産 改知構 がが地事場域の規び良上の要 つは、 定 \mathcal{O} 省 良事に き、 かそ改集にそ عَ 変約廃事の廃がめ 変 場農 令 事のあ同 良 政業台(変形展野の) 良には変更を止めるときの後にあずると、その後にはののの 大変の告理ののときに変生がでは、 変のの告題のでは、 変のの告題のでは、 変のの告題のでは、 変ののもときに変生がでは、 変ののもときに変生がでした。 で変しまるときに変生がでした。 で変しまるときに変生がでした。 で変しまるときに変生がでした。 で変しまるときに変生がでした。 で変しまるときに変生がでした。 で変しまるときに変生がでした。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 ででした。 ででしたた。 ででしたた。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 ででしたた。 ででした。 ででした。 ででしたた。 ででしたた。 ででした。 ででした。 ででしたた。 ででしたた。 ででしたた。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 ででした。 土な 地る て と 変 の改地 き更 施良域は後のう る 行事を \mathcal{O} つ後改てはでお要きなのての良二、定いな土け議 並の業あ変 業そ そそ ちの各に改 係ののののに、 変 土お良土び廃をつ更ての良 定いな土け議農 て部地れ決地、分改げを到 更地い事地に止併て後は土事以そめ る廃変 土 施 地止更地行そ後改て業改規にせ 域の後改にのの良二計良約係て 業改規にせはの変地業上のる計良約係て、規更改のの変と 分改ばを利め該 ところの更業なので、行いている。 規更改のの変 域の後改にのの良 一場の良係変そ事以画事をる施廃 う 約後良 土 更 各現合 そ事 る 更の業上に業変各行止 その事ち地後 ににの業地に施のの係計更土し すの全業そ改のに認 しのい う土る画 す地てる他 二あ施に域 よ行 体計の良土よ可 施 改い旨必構画変事地 ち地土の る りに りを又行 つに 上てにい該そ係そ改地変必良る及要成の更業改 申はに 事のは係て当のるの良改更要事場びな 概にを良土請土係

2

う 土

地

改

良

事

0

画

を

`中同

間組す

協は

水

令 又

では

定当

る土

と地

に事

よ業

りを

廃

円ろ良

必滑

要 化

な団

事 体

改

、るはし施地変事良のが業合廃事及要係併事地す地る 項又 業事場を業合 あにに止項び及るせ るつはのを規び各て な行域) 更 業 改る改地前をは農 に るつはのをとき、理、 ての良に良域項 定 農 土施計事は事その地行画業、業の き、 係併のにと 約 農 のめ地協 う土 るせ施って行った そ由土を林地行 画 業の者 止含該とる(にめ当と地こ る 抴 水改する概画のか止林土府理、場事場要のか止林土府理、場事 て行つはそのへ地変 な域れ土施にて変の各現改更産良るのら地行係は更名土に良す省事 係たし る地なるのら地行係は更出域いも一の改する、後 で 変更の しめ、 称地二事る及改以業必 る令業合 土域いも一の改する、後 地内この部土良る地その じし水地県機 産 改知構 にの つはのの がが地事場域の規び良上の要定 協は計 省 良事に の
現
い
民
工
い
へ
に
を
変
約
廃
事
の
廃
が
め
き
、 ځ 合(そ 変場 農 ع あそ改業 令 事のあ同 画 その を止業土止ある公の地のる 良にに \mathcal{O} 更を止業 更 合 林 す 業認つ組農 土な る る で を 地改良恵地改良恵 その 事つはの変 後 に水る 定計 可 地る 変 後 合 林 変更土しまる。 更 各にあ産場め の改地 き 業 画をは連 水 良域は、の そ 土おつ省 受 変 合るに 総 合産 \mathcal{O} うその後地て、 Ź 事にはあ更地いて令 つけ に 重 ちの各に改 、並の業を を 主び廃を 主び廃を 業そ そ 係ののののにる盛変土施、 変 土お良 更地い事地に止併て て部地れ決地定 変 土施 る廃 地止更地行そ後改て域の後改にのの良二 更地行そ 業改規にせはの変地業上のる計良約係で、規東改のの変と 分改ばを利め該 そ域の後改にのの良二計良約係で、規更改のの変と同をまなの、場の良係変そ事以画事をる施廃約後良う土更こ項変事ら各現合で事る更の業上に業変各行止その事ち地後ろの更業な 同を良な経用 る土 項変事らて と地 改 し、施い。 施のの係計更土しすの全業そ改のに認 円ろ良 にの業地に よ行 る他体計の良土よ可 二あ施に域 う 土る画す地て 必滑に事 ち地土のる改い旨 必構画変事地りを又行 要化よ業 りに 以つ行つに 上てにい該そ係そ改地変必良る 及要成の更業改 申はに な団 のは係て当のるの良改更要事場びな 概に を良 土請土係 事 体

改

事

行

行 良

の農て地 Š を け円 をる廃 れ滑得、 な団 ら体 る 各 又 は 土 業 五. 地 地協条改 中同第良 間組七事 合項に 管 に 理 に 農掲 機 0 構 業げ 協る に あ同権 そ つ組利の て合を施 連有行 に会るでは、総合会、 全る 会

3

二三地間当五同二をのる 三資 分格 とあ こ十第 条以有 合 条 第上す分の にれ項 の第上 10場合に, ・第一項及び, 規定のほか、 ・第八条第一 ・第八条第一 を有 え項お管 業 るおらか条項 の二以上 有する* るに い理成協第項同全 する組二項 ŧ 中 一場な のい準構 用の者、 第三 とて 合 す す社 びはば化 \mathcal{O} 用 社 組 項る同 意」とあ る 員 す 及 団 Ź 七な 第 五規並 条い 兀 八九当 条定び第 条 十該該 (に五 前第項 に +十前はの八四 五農農項 八 条四条地業中と 五項 一 同 条 項 項 項 四 及 あ条第第るの一五 第のに十び二規規の第二規規 第項の利協 意 第 Ø = 四項 六の 用同組る 五. 号 条 項同第集組合 号定定条六 \mathcal{O} は第一二 又 第 積合員 あ中及 第 項 の意二 す り、 る四 申又項円連等 は七 びを 出はの滑合 同項第項 _ 第準場項第 を 第同化 会 と項の に及三 六用合 八 し九意団 をあ及同号掲び条項すに . 意 _ 体直るび 一に中 あ六 のげ 者 五同又接の第 \equiv る組規 つ項第 条条は又は九と分権合定定こて及九の第農は「十、の利員す款のはび条 との第農は

九 か項の 六 用 5 は条規 らま 、の定 で、 項 第四 五 十第項 ま で、 五. 五. 条項第 六 九 ま 前四条十 で、 段十第 五. 十 及七一 条 第び条項の五第、及二 Ė 条 五 第 及 十六第び第 七項五第一 条か十五 項 条項かか 本ら 第 \mathcal{O} 文第九 Ŧī. か規 +九第ら定 第項五第に 八 1十二条 十二条 条 五. +カゝ 5 七 条第第 でう 六 の五 一年項第一地改 +五第 一条ら十良 条

> の農て地 議 地 う を け円をる廃 及にれ滑得 止 地に な団かに らなて、き る 又 条いは 土 業 五. 地 協条改 地 中同第良 間組七 事 合項 管 業 に 理 に 農掲 機 0 業げ 構 協る に あ同権 そ つ組利の て合を施 は連有行 合すに 会る係る 全る

三に間に農 と者のすはて、あの同る「 一場な 元、定十項合の二及に 三 項る同意者 心 の三分の の三分の 条第一項 える 約八ほ項 びはば化 条が、 第 ŧ で 五. する第 第の項 七な 0 第項、 五規 並 す 条定 び 第 と五項「上あ条第第一 八 九 当 当 中 兀 上十第 (前 に 五 十該該組るの一 八四 第 五同 条項項項四及 のは「日本条第七日 意」とあ 条四条地業合 第項の利協員 第四 第のに十び 規規 八第 一号及びを 定条六 六の 用同を 項 同項第項の二に 同第集組除 項 中 及 す 第項 意二積合又項円連 積合くの り、第 \mathcal{O} る四 及同号掲 第準場項、 申 出はの滑合 三 六用合 び 意のげ 八 と第 会 三 る組条項すに第条 を 第同化 と分権合に中の利員規一 意 団 をあ九 る。 あ六 九 体 直 +の利員規 十 る つ項第 者五同又接の五同二をの定 定 て及九 又は条条以有 を条条は 三す

定

の第二三 九 +か項の に六用 5 は条規の定 らま で、 第 項 几 五. ま 十第 項 で、 五五 条項第 六 九 ま前四条十 で段十一 五 +及七一 条 び条項の二 七 第 条 五第 十六第び 七項五第一 条か十四 項 本ら 条項の 第 文第 五. カコ 規 +九第ら 定 八 第項五第 に 五ま十七年 条 ょ で、 ŋ カコ 項 条ま行 5 七 条第第 でう の五 二十項第地 五第二か三 改 条 一条 ら十良

、理る第申五五」のげ前あ村十係あにの ― 第規の一請項十とはる条るの二るる係施同 第し農域は 条項九五 第規の一請項十とはる条るの 五程は項し前二あっ者第の長 るる係施同 林内 第の長条土土 水に その る行項項 び につ _ 第地地も 段条る「 は 産あの 地項第 と、、項してある لح と規 八定都び 省 る 事区中三 の十八 土 条め道府 あび四は条 定 令 業内 八十 同中と、 きし る第項 地 第 す 同 で地に に規六 定 七 +と域 定によあ約条めつる」の 県項の六か前 同げ 第三 る 条 条 あ内十 者 知中は項ら条項条る八第当「 第 「か 第 第 技 条 で 当 条 る に 六 申 ら 九 六 掲 六 術 第 項 土 該 に の あ 条 て土 と三 利地 あ第 る き て 組十る事「 用九四 五. 条のに都申ら と 九六揭六術第 Ł 項 す項第 中地組規はるの「改合定「土三 中 益にる \mathcal{O} 切」」と、いる技術者 し、項で 改良 第二 二 定 に 条 を 対 に 受 項 つの項 議府 「土三土地第 び 技術者とある。 は中こ き、 する 項で L 第 組 二区一十のと Ļ 十例な 知又ま及 地 で 合 規け 定るそ 資改そ項項 一をけ事はでび 者るる 員 条定場十 る 第ののの第七理あ格良の中若 そ す者の 条もれの嘱並 又 例款合項項 るを事者「 は のるで組 は第つば L に 及 の有業の組 < 者資そ合 准 お第び 項 はすの第合は の格の員 る三を前第一条には、る施三員第一条を条五条十つのである。そ者行条がには、項がにに、項 組 い九第 員 第 て、 の条き条五条 受 及 管 合 を事に第 り 十四 + け有業対三 び理同け 員 「四て六二 三八ののがにに すのし十並第第 第規条な第第 項 る 程第け五五第第 項条第条は者 係規土 と利る施 て 六び 項を一れ十十五 第二第 そ る定地 لح あ益も行 同 当と、容域の見る _ لح 四項一 るを 並定項ば七五十項条 のに (中「第回」と 「項」と 「項」と 「項」と 資 域 る良 の限 そ 係あ る にに「」」との中条 市第格内資事の は度のるる項十第 と町五にに格業は 第第項る掲 っと他地の中

項、「所三る第項「第一情報」にのするに、大学では、「一時の一点の一点では、「一点の一点では、「一点の一点では、「一点では 、」府三る第項「第「掲は村 第と県項の六か前二同げ、同 条項九五 ーそい はるものを」とあるのを」とあるのは「条第六項」とと、同条第六項」と、同条第六項」と、同条第六項」とと、同条第六項」とあるのに掲げる技術者」とあるのに掲げる技術者」とあるのは「条例をもつ」と、第一のは「条例をもつ」と、第一のは「条例をもつ」と、第一のは「条例をもつ」と、第一のは「条例をもつ」と、第一のは「条例をあるのは「条例をもつ」と、第一のは「条例をもつ」とあるのは「条例をもつ」とあるのは「条例をもつ」とあるのは「条例をもつ」とあるのは「条例をもつ」とあるのは「 三び \mathcal{O} 改組十る事「 産あの地項第条八 六を にの係る と、 事区中 の十八 令土業内 る 地第同 で地にに規 定条七 定によ 域 条 あ約条 十 あ内 第 つつ 準十の \otimes る きて す るに 六 土 兀 る 用九四 利地あ第 る のあ条 ŧ 第 項 す項第 五意はは五中地組規はるの る。 中の 益にる 及 土地第 - 「 組 対 に 発 受 き にあ 十見「「三を前第 十「改合定第二第良員す 用 の項 可 び項 する を は中 の条き条 <u>こ</u>と 地 で _ 合 規 け \mathcal{O} はのいた、三年の一二年第一二年条、第二年第二日 資改そ項 そ 定場十 定 る そ 三七理あ格良の中 六第規条な第第 す 者 例 合項項 \mathcal{O} る事者の有業の有業の 五五第第十十五二 でそ 程第け 組 及 は、第四項は第二項中第二項中第二項中第二項中 第項を れ十十 合 お第び 五十項条 並定項ば七 あい九 て、 十四 項びめ中 二中第 条条 に ーと の中条「六あに 管あ二 っ る 一 第 第 項 る掲「八 ののがにに すのし十並第 係規土第利 て 理る第申五五 のげ前条は者 る施 十第規の一請項十とはる条二五程は項し前二あ「者第 そる定地一 す も行 条に十項八 第二 と当との地すのほとのなる。と当との地方のほのでは、資域のは、 لح + 第第六並十 段条る あ該 資域る良に限そ係あ一六条び七 条十を「及 八定都びと及第の前と項る市第格内資事規度のるる項十第に条条め道第あび四は条、にの町五にに格業定と他地の中一一第の 条め道第あび四は条 にの町五にに格業定と他地の中

項項項なに良そ定他方震管も良項十あ事」六八条にてに会条まに、、事あ事のめ必法工理の事」七る計と条十第つはあの第で 条の画あの五 緊る要等事 方に業 三い関 つ業 0 法等その他心 による変更後 による変更後 で 関る。)があ がある変更後で で の第二項及び 急事なを計法限に のはをる四条項て係 条頃、市町村では関係知 は関係知 て てに 三六つは 変 あ耐項事 画 等 定のま 市はを中あ項 画」と、「interpolation がある。)がある。)がある。 足め、」と、のは「市町村 項更 準項項い関 で」と、 一 る 0 震 定工事計 とある 記する必 あの 係 7 て」と、「必 はは 市 は 条項同 長 都 らは 土 と町関係 及び第 ま لح 道 で」 村係 村 協府 U 画の止 要 のは「市町はないのでは、 のでは、 ので 長都 議県 九 +七 لح 知 道 に、「野村」と、 「市町村廃」と、 「京」と、 「京」と、 لح 六 協府 事 要 県「町、とそ」は用いる六条市道の 知必村廃きのとそ排緊と六条市府に 事要の止は緊あの水急あ項第町府県 本名本 ある二議るの十す な あ条の 議県「町 لح 事るの四第 七も都項の二 六のは項 る す Ł, 一第条に道には及 ろ آ ح 事会理更耐の業設震の第九のは第八第項の由後震は用。工は八項議、九十三 府つ「び項 は用(工は八項議、九十三と県
一用農事一条中会応十七項あ営 同項第も都項の由後震は用 県いあ第中と 用 て、 あを 項 に道に 議その工 ら九 と、項、 府つ決の予事同排林計第第 「の急六条」 か十第 る土 と県いを他定計項水水画八 二第議工条のとの地国じ六八の担 経農管画中施産及十項八決事の五あは改営 0 あ営 て 「設省び七」 二第る 第七る土 林理及 条を計 一良 土 水方びそに令当条と、 産法予の係である。 第経画か一 手六項の地国 の必事地市三 変産法 ら項は要業改町 は改営 、第「良土更省等定緊る定土四「項応定第中「なに良村とら十第十必事地後令そ管急予め地第第」急め九「第事あ事の、前三十二要業改のでの理耐定る改二八と工て十第七項つ業議同条条

一前五 、村係てあの 司長都」らは 条項同ま及条 する前前と町関計る廃心「変要 第二項、村係画の止要変更な でび第協府」第四議県 はすが更な場農中第項第は国っるあ後事合業「三及八、又 と条第一とあるとある。 知必 田町村廃山のは、 田町村廃山のは、 田町村廃山のは、 田町村原山のは、 田町村原山のは、 田町村原山のは、 田町村原山のは、 田町村原山のは、 田町村原山ののは、 田町村原山ののは、 田町村原山ののは、 田町村原山ののは、 田町村原山ののは、 田町村原山ののは、 田町村原山ののは、 田町村のは、 田町村原山ののは、 田町村ののは、 田村ののは、 田村ののは 田村ののは 田村ののは 田村のは 田村の なあ条の 条ある二議県 一町 第るの十す 知必村廃 事るの四 £ る 都項の二 のは項 事 要 七 項は「中 な議の変 道には及一 条に のは第八第 耐の業設震の第九 事 会理更 」び項 る \mathcal{O} 一 前 府つ と県いあ第中 ŧ 場同項第 合項「 あ ら九 - 六条のとの地国 項 る に は、 このは 「 第 百 十 三 条 の は 「 第 元 年 で で に あって は、 この は 「 第 元 年 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら 前 条 で で に か ら で に か ら で に か ら 前 条 で に か ら に か ら で に か ら で に か ら で に か ら で に か ら で に か ら 要業改のでの理耐定る改二八と工なに良そ定他方震管も良項十あ事 て十第七項つ に会条 の項項項なに 一七る計と 事あ事のめ 必法工理の事 条十第つはあの第 手に と条の画あの五条のなる。 る 要等事方に業 続お第第項つ業緊 い関 つ議 決項と のい十十にてに急事なを計法限に のはをる四条項 て係 T る。 ほて 三六つはあ耐項事変画等 よっ四 「定のまか 市はを中あ項 項更 る同第第めはでら第と町関経 か準項項い関つ震

みの同品すげ手の 」と、「土 る る を得 負 者」とあ えるもの 土 担 0 とほか、 に金」とあるのいとあるのい。 地 て」と、 改 とする。 良区その 地 改 良区 るははのフラ 第九 六 項 の他の者(国及び初九十三条中「土地改区から」とあるのはのは「対して賦課徴 第三十 手に お 11 六 7 条 準 第一 第 用 九す い都道府県を除く。 地改良区その他の老のは「土地改良区の他の老のはの土地改良区が保険収する金銭、土田のでは、土地の東区が、土地の東では、土地の東では、土地のでは、土地のでは、土地のでは、土地のでは、 十る 条 八 兀 項 中 項 しから、 者」とあ 前 12 から、その と、「対 こ項に掲 規 」と読る 定 す

2

の町 0 分 画 0 決 定 手

計 都 資 土 の事 百 養畜 することが 画 道 を行 を定 用 府 改 県 0 良 地 業務 めることができる。 事 を う 知 事 含 事の認可を受けて、そが明らかであると認め がを営む 0 む 九 十六 効 一定 に 率 お)者の 的 0) 条 11 農用 、て、そっ 農用地 \mathcal{O} 農用 第 地 にの一 及 の集をし 土 項 そ められるときない集団化その地域内の 5その地域内の上関し交換分合を行出地改良事業の拡張によりま 0) 定 の農 は、農 用 行うことが施行に係れ 農業 土 地 そ業の構 地 に 0 に き 市造 0 町の き 交 がる 土 換 村改耕 地地 は善作そ域改良 分合

2 前 がする。このに関項の場合には 項 六方項 Ė 4 場合に は、 九 当 え -九条第 第九 るも 第二十八 条第二 \mathcal{O} 改良区 て、 とする。 、 同条第二項 条第 項に B条第二項にから第4 おの 項 い理 生事」とある。ポニ項においる。 て準 と 用 あ パする第五: において準E る 0 て項 は ま 五十二条第-は「当該市日 年用する第1 第 +八 条 七町五を

第 百 +· 一 条 0 + 凣

2 会員 は 次 K 掲 げ る事 由 ょ 0 て 脱 退

す

略

3 除 名 は 次 0 V ず れ カ 12 該 当 する会員に 2 き 総 会 0 議 決 12 ょ

> 良区そのは と る の は は とする。 改良区 第九十三条中「土成良区から」とあるのは「対して賦めるのは「対して賦める」とあるのは「対して賦める」といいます。 他 手 の者 · 士 玉 及土るの 賦 課 九 項 都改は徴 + 以良区その他の者」とあろは「土地改良区から、その徴収する金銭、夫役又は現 良区 道 府 定する 県を除く。 兀 項 中 者」と、「 の者」とあるのは区から、その同辛 前) 」 と読 項 に 現品 対 す げ 意を得 る 替えるも 」と、「土 る 負 担 て _ لح 地 改 0)

2

作又は養畜の土地改な 分合計 は、都道府県知事の認可善に資することが明らか 百 業を行 の一村の 画 を定 なう 0 を含む の業務 良 九十六 事業 めることが がを営む 一定 0 お条いの 効 率 0 画 を受け であ 農用 て、 · 台 の な できる。 \mathcal{O} 決 いると認 その 農 施 地 定 て、 用地 に関 項 行 手 及 \pm $\mathcal O$ 心の集団の集団の集団の その \otimes 地 規 められるときはの集団化その地域内の 改定 良 次事業の: 定 ょ の農 ŋ 市 oは、そのtv 他農業構造 の行施 用 町 なう 土 行 地 地 に に が 0 に 係 土 き 市造 0 る地 きが地改 交 町の 換村改耕 域 良

み項 甪 替えるも 前 でする。この場項の場合には 0) とす -七条、 第九 場合に第一 . 「当該 +九 お 九 条 **%第二項** いて、 地 十九条第二項 改良区 条」 同 四条第二項にお売二項から第二 とあ おの い理 、て準用・ るの 事」とあるの は おいて漢 する 第 第 一 五は準 ま 十 二 用 当 で すの規 条 条 該 第市 第定 七町 五を

百十一条 脱

2

0 + 八

会員 は、 略次 \mathcal{O} 理 由 よっ 脱 退

3 除 名 は 経 費 0 支払 そ 0) 他 連 合会に対する義務 を 怠る等 定 款

てこれ 会の会日 総 会に を することが おい か ら十日前までに当該会員に対し て弁明する機会を与えなけ できる。 この 場合 に お れば 1 その 7 なら 連合会は、 な そ

ーカュ \mathcal{O} 支 人払その 他連 合会に対する義 務 を怠つた会員

項の除他 定款で定める行為をした会員

4 Ł 前 つて当該 名 会員 は、 【に対抗することができない。 除名した会員にその旨を通知 知 L な け れ ば れ

第 らな 百 ロ十一条の二十(総会の議決) () 次に 掲 げ る 事 項 は、 総 숲 0) 議 決 を 経 な け れ ば な

_ __

目録の承認 毎事業年度 0) 事 業報告 書 貸 借 対 照 表 収 支決 算 書 及 び 財 産

(略)

2

用 定

第

百 で、第十九条から日十一条の二十三 九 条 第二十八 ネの二、 一、 十九項まで」 条第 第三十 5 第二十一条まで、 連合会には、 項、 一条 第二十 とある 第三十五条、第 第十 \mathcal{O} 九 条 第二十 第一 条第 第 項 マ本文及び27年三項から 第三十七条、第四、第三十二条第一 条第 の第二十七条 での規定を準用 での規定を準用 の規定を準用 から第十 七 第十八条第 項」と 事」と -八条第 項

えるも

Ō

とする。

定める行為を とができる。 た 会員 に き 総 会の 議 決 に ょ 0 てこれ を す

をも 前 のてその会員に頭項の除名は、吟 に 除 名し 対抗することができな た会員にその 旨を通 知 な け れ ば れ

4

第百十一条の二十(総会の議決) らない。 次に 掲 げ る 事 項 は、 総 숲 0) 議 決 を 経 な け れ ば

な

毎事業年 度 0) 事 業報 告 書、 収 支決算 書 及 び 財 産 目

録

 \mathcal{O}

承

認

兀

2

(準用規

定

は「第十八条第十六項」と読十八条第四項中「第十八条第の規定中「都道府県知事」と項において準用する第十八条 第百十一条の二十三 この場合において、第十九条の四第三号の規定、第六十二びに第六十七条の二から第七十一条の六までの規定を準二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四 まで、 第二十九条第一項本文及び第四第十九条から第二十一条まで、 知事」とあ 合会に と読 (条第十六項から第十八項まで」とあり、」とあるのは「農林水産大臣」と、一八条第十六項の規定及び第七十一条・小条の四第三号の規定、第六十八条 み替えるもの 第二十 項、 条第 第三十 とする。 -一条から知 第六十八条第四 第二十 十用する。 十 五 第 第三十 + 第の六二 る 条 Ŧī. 並

 \mathcal{O} 収 及 林び

する れめ地は る 5 定 九 とき \mathcal{O} 資 画 格 五. は定款を遵守させるために必要があると認めると、これらの者からその事業に関し報告を徴し、は、これらの者からその事業に関し報告を徴し、は、これらの者からその事業に関し報告を徴し、は、これらの者からその事業に関し報告を徴し、はで換分合計画を遵守させるために必要があるとは交換分合計画を遵守させるために必要があるとは交換分合計画を遵守させるために必要があるとはで、 若 ロの業務若しくなさは、これらの表 しく 規 条条 項 の水検 規 産 元定によ 大 臣 又 りは 土都 地道 基改府 良 い事知 業事 をは 行 う土 第三 地 Ĺ できる。 改 あ 計の条 良 又はこ 双 規 定 区 又 は 記 換 一

2 合 分 か 又 林 0) らその は水者 況 定産 を検 査 す ることが できる。 沁めるときは、7てする行政庁 若 改广 しく は連の

2

3 帯 Ļ 項状 \mathcal{O} 関 規 係 定 人 0 ょ 請求が る検 査 あ をする職 つたとき 員 は は そ れ \mathcal{O} を 身 提 分 を 示 L 示 な す け 証 明 ħ ば書

4 \emptyset 項 5 れ 及 た び Ł 第 \mathcal{O} لح 項 解 \mathcal{O} 規 L て 定 は に なら よる な 検 査 \mathcal{O} 権 限 は 犯 罪 捜 査 0 た 8

ら

な

ば県る程づの いてする行政に同意を得て、 知 疑 いがあることを理由として 1地改良事業計画、換地計画 1地改良事業計画、換地計画 6で、その土地改良区の事 での上地改良区の事 事 1 田として検本 及は定款、 及は定款、 の良区の事業 人は会計の状況を検本 質を請求した場合には 有しくは交換分合計画 規 業が 約、は そ 管会の理計総 分規が数合程法の 程法の 令、 + は画利 査 に 水 法の L な都違短期は 令に以 調 れ府す規基上

2 準 用する。 条第三項 及 び 第 兀 項 0 規 定 は 前 項 0 規 定 に ょ る 検 査 に 0 V

5

為に 農対

第 百 項 又 十 反 は 四行 前 条 条 第 林する の産措 大臣 規 覚定に 又 より は 都 報告 を県 徴 知 事 は、 又 は 第 百三 検 査 一を行 十 二 条 0 た 第

> \mathcal{O} 徴 収 及 び

分又は定款、場 を換分合品 を換分合品 で換分合品 第九十五名 する資格 <u>十</u> 二 計画を記念計画を表表が 規約、 条条 を 第一 有 その 「 を 遵 する項 管 事守 理 者 の水検 規 に 産 程、令 定 大 令、 に 土、法 ょ 又 りは 地改良事業計画伝令に基づいて出地改良事業 できる。 てする 又はこ ると認 画 業事 をは、 換 行 地 行 れめ う 土 るとき 第三 計 政 地 画庁 改 若しくは一条に規定 の業務

会からその事業に関っ合いのでは、連 状 況 検 世には、いまれて、 査 す Ź 連合会に対 こことが L 報 報告を徴 できる。 12 必 し、又は連合会の業務若し必要があると認めるときは令、法令に基いてする行政 は政 L 庁 は連の 会 合 処

新計

新

良区の事業又は一世として検査なりでする行政庁の 百 三十三 又は そ 和しくは交換での土地改良I が処分又は定れての土地改良I 定良区の組合 合員 規事 %約、管理 ・業又は、 画 が なけ 都に 道 違 総 では、 は会計が法令、 はっている。 あ地 分 ること そ 改法の 0) 良令一 土 事に以 地を 業基上 改理計いの

新 設

第 一項又は対 前条為 条 農対 0 林水 規 定 に 產措 大置 臣 ょ ŋ 報 又 告 は 都 を 徴道 府 県 又 知 は 事 検 査 を行 第 百 三十二 0 た場 一合に

地改良事業計画、する行政庁の処パ ことができる。 規 \otimes るときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずる。改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認える行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土流定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいて、合において、当該土地改良区又は土地改良事業を行う第三条に

3

2

挙 等の 消

第 る行う て、 役員 議都の \mathcal{O} 百 同 又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。 道 十六条 2府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決続決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、そ1政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とし 意を得 総代若しくは議員の選挙の方法が法令、法令に基を得て、総会、総代会の招集手続若しくは議決の大条 土地改良区の組合員等が、その総数の十分 法令に基づいてすくは議決の方法又は総数の十分の一以上 第

2

一十六条の二部道府県が処理 処理する連合会に係る事

第 一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこと百三十四条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務る第二十九条の二第四項の規定並びに第百三十二条第二項及び 百 ることができる。部は、政令で定めるところにより、 第 百· +条の二十三に お 1 7 読 4 替 「えて 行うことと - 写及び第 潍 甪 す

第 役又は二十万円以下の罰金に処する。百三十八条 次の各号のいずれかに該当 「する 者 は、 六 月 以 下 (T) 懲

削

者に対 計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、こ、政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、る資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいて、お該土地改良区又は土地改良事業を行う第三条に し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 でする。換に規定 れら の地行

2 3

員若しくは議员同意を得て、※ 挙若しくは当選を取り消すことができる。 知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決定は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、に議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、そ 百三十六条 決 たて、 総会、 土地改良区 員の選挙の \mathcal{O} 取 総代 会の組 方法が法令、 招集手続若しくは議決の方法合員が、総組合員の十分の一 法令に基づいてする行 組合員 れて、都学 その決議 て、 又 道 又以

2

第 百三十六条の二 第百三十二条第二項及び第百三・(都道府県が処理する連合会に係る事務) るところにより、都道府県知事が行うこととす定による農林水産大臣の権限に属する事務の一 2行うこととすることがでする事務の一部は、政 兀 条 令の できる。 定の規

第百三十八条 二十万円以下の罰金に処する。百三十八条 次の各号の一に該当する者 は、 六 月 以 下 0 懲 役 又

は

略

又は 百 忌避 十二条又は した者 第百三十三 一条の 規定による検 查 を 拒 4 妨

九|六| 第八 四三 五. の過料に処する。区連合又は連合会の 百 兀 十二~十四 削 第六十九条の二角・夏(ふ)でき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。べき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。十三において準用する場合を含む。)に規定する書質 とき。 -+ る場合を含む 条の二十三において準用する場合を含む。)の規定に違反した 兀 第百三十二条第一項は虚偽の報告をした者 は 1十三条 (る。) 不正の通知をしたとき 第十八条第六項 第百三十二条第 第二十四条第二項若しくは 第二十 規定による検査を拒み、 六条第一 (略) 匝 に規定する者に該当する者を監事 次の場 条第 項若しくは第二十七条(これらの規定を第百十、第二項若しくは第四項又は第二十五条第一項、 略) 項の Ź 0 一項若しくは は 項又は 期 規定 第八 間 内に債権 第二項 妨げ、 に 十二条第四 違 第二 反 又は忌避した者 者 L 0 に 項 規 て 弁 通 項 又 定 済 知 0) は に をし よる に す 規 第 るこ 百三 選 定 たとき。 任 に 報 おい とを L 違 + 告 担任に 反し なかつたと を 三 怠り、 7 条 せ 記条載の てこれ ず、 潍 第 以改良 甪 す 第 す 又 項 又 第 七 四 ~ 第 六 九八 の過料に処する。 区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十 百四十三条 次の場合においては、土地改良区若しくは 四 二 (略 (新設) (新設) (新設) (新設) - 〜十二 (略) の場合を含む。 き事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。十三において準用する場合を含む。)に掲げる書類に記れ、第六十九条又は第七十一条(これらの規定を第百十一名) た 者 定に違反したとき。 定を第百十一条の二十三において準用する場合を含む。 (略) 第六十九 第二十五 第 百 一十二条の規定 条の 条第一 第 項、 0 期間内に債権者に弁済をしたとき 第二 項 による報告を (第百十 十六条又は第二十七条 条の二十三に せず、 又は 虚 おい (これら 偽 \mathcal{O} 記 一載 条 万土 7 報 準 告 すべ二 用 のの 以改 を 規規 す 下 良

0
独立行政法人水資源機構法
(平成十四年法律第百八十二)
号)
(附則第十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第	
する。 「土地改良区の組合員又は准組合員に対する経費の賦課) 「土地改良区の組合員又は准組合員に対する経費の組合員又は進組合員に対する経費の組合員とは進出合員に対する経費の試課)	改正案
項及び第四項、第三十八条並びに第三十九条の規定を適用する。業に要する経費とみなして、土地改良法第三十六条第一項、第二場合においては、当該負担金については、これを土地改良区の事第二十九条 第二十五条の規定により土地改良区が費用を負担する(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)	現行